令和4年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第2回東彼杵町議会定例会は、令和4年6月8日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

林田 二三 君 1番 2番 立山 裕次 君 3番 口木 俊二 君 4番 浪瀬 真吾 君 5番 大石 俊郎 君 6番 尾上 庄次郎 君 7番 後城 一雄 君 浦 富男 君 8番 9番 森 敏則 君 10番 橋村 孝彦 君

11番 吉永 秀俊 君

- 2 欠席議員は次のとおりである。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

岡田 伊一郎 君 教 育 長 町 長 粒﨑 秀人 君 副 町 長 三根 貞彦 君 会計管理者 工藤 政昭 君 総務課長 髙月 淳一郎 君 氏福 達也 君 健康ほけん課長 井上 晃 君 産業振興課長 楠本 信宏 君 町 民 課 長 農業委員会事務局長 (楠本 信宏 君) 税 財 政 課 長 山下 勝之 君 岡田 半二郎 君 岡木 徳人 君 水道課長 教育次長 選挙管理委員長 建設課長 森英三朗 君 福田 和範 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

6 散会

開 会 (午前9時50分)

○議長(吉永秀俊君)

それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 2 回東 彼杵町議会定例会を開会いたします。

開会の前に新任の課長が初出席をされておりますので、町長より紹介をお願いします。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

4月1日の人事異動で建設課長に森英三朗君を指名しておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。建設課長。

○建設課長(森英三朗君)

建設課長に4月1日から仰せつかわりました森と申します。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をいたします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布をしておりますので朗読は省略いたします。 次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出され ておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、口木君。

○総務厚生常任委員長(口木俊二君)

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において、所管である税財政課、町民課についての調査を実施した ので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調查事件

- ①やすらぎの里公園の大型遊具設置について
- ②千綿駅の管理状況について
- ③旧千綿小学校を利用している「わくわくはうす」の現況について
- 2 調査年月日

令和4年5月9日

3 場所

東彼杵町内

4 調査内容及びその結果

①税財政課所管である「やすらぎの里公園」に設置予定の大型遊具に対して、税財政課長に 出席を求め説明を受けました。

今回の大型遊具はインクルーシブデザイン(身体に障害がある子もない子も一緒になって 遊ぶことができる遊具)で、桜広場(約600 ㎡)に設置予定である。今月中にプロポーザル 方式で公募を行い、7月末までに事業者からの提案と審査を行い、業者を決定し契約する予 定である。

遊具の設置については、プロポーザル方式での公募で施工も含めた提案を求めており、設計・設置とも提案業者が行う。企画提案については、遊具の機能性ややすらぎの里公園にマッチしたデザイン等、総合的な判断により選定される。

設置については、早い時期を考えていたが、夏休みには公園利用者が多く、工事車両の通行があると危険であり、9月からの施工予定である。また、工事用材料等が遅延することも考慮され、工期については2月28日までと余裕をもたせてある。

なお、委員から休憩施設(ベンチ等)やトイレの新設(現在のトイレは遠い)ができない か検討してほしいとの意見がありました。

②千綿駅舎の管理状況について、税財政課長に説明を受けました。行政財産としての千綿駅舎は、令和4年4月より「ミドリブ」という町内在住の3名の方が管理をされていて、令和4年5月14日のオープンに向けて内装のほか準備中であった。主に、アレンジメントフラワーの注文販売をするとのことで、生花は佐世保の市場や生産者から直接仕入れているとのことである。

火曜日、水曜日が休みで、オープン時間は 10 時 30 分から 14 時まで。清掃は、休みの日でも毎日行い、イベント等に関しては駅利用者の妨げにならないように行いたいとのことであった。

「ミドリブ」のスタッフから、待合室の電球が1か所抜けているところがあり、雨の日は特に薄暗く、駅舎に見合った電球を取り付けてほしいとの要望がありました。

③町民課の所管である学童保育「わくわくはうす」の現況や今後の対応について、町民課長に出席を求め説明を受けました。「わくわくはうす」では、主に千綿小学校の児童を受け入れている。定員は40名で、現在は48名が登録されている。昨年度までは農村環境改善センターで学童保育を行っていたが、耐震上の問題があり、また、冬は寒く夏は暑いということや、小学校が旧千綿中学校に移転したということで町当局から提案があり、チャレンジルーム、準備室及び奥の空きスペースを借りて新年度から運営を始め、体育館も借用している状況である。契約は1年契約で自動更新となっている。小学校から降りてくる裏道は危険が伴うので、始めから利用はさせていない。

現在は、移ってからしばらく経つので児童も落ち着いている。常時 26 名、随時利用が 22 名で、1 日平均 20 名前後が利用している。職員は 4 名体制で輪番制となっており、利用する児童は、学校の授業終了後、各自で来ている。ただし、1 年生に限っては学校まで迎えに行っている。受け入れ時間は 15 時から 18 時までで、19 時まで延長で預かっている。迎えは、基本的に保護者に来てもらうようになっている。町当局の意見として、中庭のグラウンドは車が通行するので使用はさせていない。また、遊具は管理上危険なので撤去を予定している。撤去工事の予算は本年度計上している。一番広いグラウンドは、いろいろ問題もあり現在の職員体制では絶対的な安全性が確保できないため、現在は使用させていない。

「わくわくはうす」からの要望として、子どもの遊ぶ場所として体育館だけでは伸び伸び と遊べていないのが現状で、グラウンドの使用等については今後、担当課と協議をさせてい ただきたいとのことである。

「エアコンを取り付けてもらって感謝しているが、窓の網戸が裏庭の方にしかなく、廊下の方の窓は網戸の設置ができない状態である。これから害虫が多くなり換気をしたくても窓を開けることができないので、是非、網戸の設置をお願いしたい。また、奥の方に行けない様にフェンスをもう1か所取り付けてほしい」との要望がありました。

委員からは、安心してグラウンドで遊べるような対策を講じてほしい。また、網戸は早急 に取り付けをしてほしいとの意見がありました。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員 長、浪瀬君。

○産業建設文教常任委員長(浪瀬真吾君)

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である教育委員会(東彼杵中学校)についての調査結果を下 記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和4年4月5日
- 2 調査事件 東彼杵中学校の施設の状況
- 3 場所 蔵本郷現地
- 4 調査結果

昨年の第3回定例会後、10月8日の臨時議会で上程された東彼杵中学校大規模改修事業費約4500万円(校舎屋上の防水改修工事と外壁改修実施設計業務委託料)が可決され、事業の終了を受け、中学校長及び教育次長・学校教育総務係長・前教育次長立会いの下調査を行いました。中学校に入るとまず目についたのが管理棟(職員室)下のコンクリート支柱が劣化による一部破損で鉄筋がむき出しになっているのが見受けられた。

- (1) 令和3年度の校舎屋上防水工事については、当初の入札金額が3124万円であったが、体育館横の特別教室上の334㎡においてアスファルトの下地となっていたため工法見直しによりウレタンゴム系塗膜から塩化ビニールシートに一部変更されている。実績としては3090万4000円で竣工しており、目視による確認と数枚の着手前・完成写真でも確認でき、現在、雨漏りは見受けられないとのことである。なお、屋上ドレン配管の口径が約50mmで立て樋の大きさよりも小さく大雨時の排水が危惧される。また、一時期コウモリが飛来してきた事実もあったそうであるが、忌避剤の使用により現在は見受けられないとのことである。
- (2) 令和 4 年度施工される校舎外壁改修工事については、良好な部分はそのままとのことであるが、外壁改修工法として、アンカーピンニング部分注入、外壁剝落防止、欠損部軽量モルタル充填、モルタル部分補修、クラック自動式低圧エポキシ樹脂注入、サッシ回り(既存)コーキング打ち替え、堅樋支持バンド取替等が行われる予定である。
 - (3) 校舎内部改修実施設計業務委託については、内壁打診視調査から天井改修、普通教室出

入り口増設、照明設備改修、防犯カメラ設置等 10 項目の業務内容を示し委託される予定である。

なお、令和5年度内装改修工事前の要望箇所は、以下のとおりです。

【学習環境】

- ・机、椅子の入れ替えをしてほしい。
- ・蛍光灯の全改修(点かないところやスイッチがないところがあるので利便性を考慮する) をしてほしい。
- ・3階女子トイレのドアの建付けが悪くなっているので改善をしてほしい。
- ・図書室前の鉄製外扉に隙間があるので改善をしてほしい。

【バリアフリー化に向けて】

- ・3 階女子トイレが 2 か所とも和式なので洋式トイレも取り入れることや男子職員トイレも 洋式に改善してほしい。
- ・階段外回りの手すりしかないために両側に設置してほしい。(肢体不自由や松葉杖)

【特別支援学級増に伴う教室の整備】

- ・図書室横の別室はカウンセラー室にも利用されているのでエアコンの設置をしてほしい。
- ・教室棟3階廊下の天井に不具合な点が見受けられるので改善してほしい。
- ・3 階の 2 教室に感染予防と冷暖房の均一化を図る目的として空気循環するために扇風機を設置してほしい。

※次年度は知的、情緒、病弱、肢体不自由、通級指導の部屋も必要となり、教室も足らなくなることが予想され、また、保護者との相談室も必要なので整備をしてほしい。

【管理上の改善】

- ・1 階赤色鉄製扉の開閉が悪く改善をしてほしい。
- ・マスターキーが多く管理がしにくいので鍵の統一化を図ってほしい。
- ・定期的な点検と必要に応じて修繕をしてほしい。

以上、調査結果では、今後改修工事が計画されているが、早急に改善しなければならない点も 見受けられるので、委員会としては改善箇所が多数ある中で、学校側との調整を図り優先順位 を見極めながら、工事施工に当たっては過疎対策事業債の活用を含めた予算確保に努め生徒の 安全性や教育環境を考慮し、早急に改善されたいとのことや定期的な点検を確実に行い、被害 を最小限にくい止めるべきとの意見がありました。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第1号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、陳情第2号国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、陳情第3号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情は、配布のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

おはようございます。本日、ここに令和4年第2回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日、本定例会におきまして、ご審議していただく議案は、条例の一部改正2件、専決処分の承認1件、補正予算2件、選任1件、専決処分の報告13件、諮問2件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症について、なかなか終息が見えません。特に、感染状況が低年齢化している現状であります。このような中におきまして、4回目のワクチン接種の集団接種を、基礎疾患のある方、60歳以上の方に7月23日から8月27日まで実施いたしますので、引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、配布をいたしております資料の中から主なものについて説明いたします。

3月18日に、九州台湾商会日台交流会が福岡市で開催され、そのぎ茶輸出などにおいて協議を行っております。その後、中福岡総領事が本町に数度お見えになり、今、話しを進めているところでございます。

3月31日、大村工業ソフトボール部全国大会優勝報告にお見えになり、本町からは里郷の村江さんと、平似田郷の川﨑さんがレギュラーとして出場されています。今回も、長崎総合体育大会で優勝され、次の夏のインターハイに向けて優勝を目指しているということでございます。

4月5日に大石長崎県知事が、県北振興局長と来庁され、町の状況などお尋ねになり、帰りに umino わに立ち寄っていただきました。長崎県としても若者が町内に起業している状況に東彼杵町 を注目しているということでございました。

5月11日でございます。九州大学地域政策デザインスクールより来庁され、今後、町の政策に対しての助言などを行っていただきます。

5月12日、県と市町の連携強化に向けた会議があり、知事との意見交換が実施され、県への要望等の意見交換を行っております。

5月15日、長崎市の興福寺文化祭・そのぎ茶市に出席をいたし、釜炒り手揉み茶の実演と体験を 実施し、多数のご来場をいただき、そのぎ茶販売も大盛況でございました。

6月2日、東彼杵道路建設促進期成会定期総会が開催され、国道205号の渋滞解消、防災減災、 国道強靭化や観光及び物流などの経済活動に資する高規格道路の早期事業化を目指すことが決議 されました。今、ルート帯が3案が示されておりまして、今後九州地方整備局でアンケートを踏ま え協議をされ、ルートが絞られていくとのことでございました。早期の事業着手に向けて、今後も 引き続き粘り強い活動をしていく方針が確認されておりますので、205号の渋滞に向けても、そし て命を守る道路の確立を目指すということでも懸命に努力をしていく覚悟でございますので、よろ しくお願いいたします。以上で行政報告を終わります。

○議長(吉永秀俊君)

これで町長の行政報告を終わります。それでは、これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(吉永秀俊君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、9 番議員、森敏則君、10 番議員、橋村孝彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(吉永秀俊君)

日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 9 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉永秀俊君)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 9 日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長(吉永秀俊君)

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議時間を短縮したいと思いますので、質問、答弁ともに簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許可します。はじめに 10 番議員、橋村孝彦君の質問を許します。10 番議員、橋村 孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

おはようございます。

今回は、町内小中学校学校給食費及び中学校制服の無料化についてですが、今回は、これまでの項目別にお尋ねしていた形式と違いまして、総論としてお尋ねしますので、総論としてご回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、数字からいきます。現在、学校給食費の1人当たり負担は、小学校、公費35円、個人負担210円、中学生の個人負担255円となっております。彼杵小学校個人負担合計1011万5000円、千綿小学校個人負担合計411万3000円、彼杵・千綿小学校合計1422万8000円。中学校の個人負担合計841万円。町内小中学校個人負担合計2263万8000円となっております。

ただし、学校給食費に関わる本年度の国庫交付金総額 809 万 1000 円の助成があります。個人負担合計 2263 万 8000 円から国庫助成金の 809 万 1000 円を個人負担に振り分けることができれば、1454 万 7000 円が個人負担合計となります。

併せて中学校の制服は全て個人負担であり、入学時1回購入するとして、町内業者さんの話では 男子37名、女子34名、合計で議員報酬の年間平均額、1人あたまということです。給食費及び学校給食費個人負担合計額、約1700、数十万円。これを公費負担できないかという話でございます。

それでは、なぜ無料化を提案するかということでございますけれど、先般、給食に異物混入事件が発生し物議を醸し出されておりましたが、一方的に教育委員会の対応が悪いとの論調と、教育委員会はできうる対応策は取ったとの答弁だったと思いますが、果たして町民、特に保護者はどのような受け止め方をしたのでしょうか。私が知る限り、保護者の反応は、学校から事実関係とお詫びの連絡が来た時点で、大方理解され、公に責任追及するような雰囲気ではありませんでした。しかし、ごくごく一部の保護者が外部へ通報され、問題視されたと聞き及んでおります。

教育長の人事案件に影響を及ぼすことが念頭にあったり、隠ぺいの意図があれば、事件発生直後、 後々残る文書による報告を保護者にするとは思えませんが、解釈の違いでしょうか。

このように、人によって解釈が違うものを一方的に事実がごとく拡散されることは当事者の名誉 毀損が憂慮されます。

また、議会への報告が遅れたとの論調もありましたが、それは個人的な見解であって、全ての人が同じ意見だとは思えません。管理者でもない議会へ、なぜ、早急に報告しなければならないのか。 それよりも第一当事者である保護者への報告が先であり、次に考えられるとしたら、原因の究明と改善策を早急に協議することでしょう。大事なことは、報告の手順や報告先を考える前に原因の究明や改善策を協議することであろうと思っております。その原因や改善策が完了した時点で報告いただければ、議会は改善策を含めて議論できます。町長のお詫びもなかった。議論の結果を受けてからで良かったのではないでしょうか。

そこで、学校給食費無料化ですが、係る事案の責任、語弊があるかもしれませんが、責任と地産 地消の推進、給食に携わる関係者の公的業務の一環としての自信と誇りを喚起せしめ、2度とこの 様な事案を防ぐ意味を含めて給食費無料化を提言いたしますが、町長の見解をお尋ねします。

併せて中学校の制服無料化ですが、これまで、中学校の制服は町内業者から納入されておりますが、価格が高いとの指摘で町外業者からの納入となりました。果たして、これが、正しい選択であったのか疑問が生じます。

経済学的に考察しますと、町内業者優先は保護主義となり、一抹の整合性は理解できます。しかし、結果として町内の小売り業者は、いずれ廃業せざるを得ないでしょう。業者さんの話によりますと、商売人の苦労が全くわかっていない、まとまって売れるのは年に一度のことであり、それよりもそれがなくなったことに困惑を超え憤りの声を聞いております。

皆さんご存じことと思いますが、本町に女優の仲里依紗さんがいらっしゃいますね。この人は公人ですから名前は公表して良いと思いますが、この方は、1年ぐらい前でしたか、ネットで衣料品販売を始めておられます。そして、その本社を本町に置いて、つまり納税を本町に納めようとされています。これは素晴らしいことだと思っております。仲さんの話では、中学校の制服は利益も少ないから問題視していないんだよと言われます。しかし、小規模企業を助けるため町内業者からの購入に尽力いただいております。

このように皆さんで助け合って、お互いに助け合って持続可能なまちづくりのために貢献されています。生涯安定した収入を得られる人と違い、その日その日のささやかな売り上げが生活の糧で

あります。この様な事案が多発すれば、町内の小売業者は経営困難としていずれ壊滅することが憂慮されます。この様な事案は人口減少した地方で顕著に表れております。高齢者にとっては日頃の買い物にも困り、生活環境が厳しくなっております。これについては、前回わかりやすいように説明したつもりですけれど。この理論でいくとこれが正しかったとは到底思えません。町内業者の皆様は、従前行われていたお茶畑ロードレースに協賛されるなど、様々なイベントの後援や協賛など公的行事等にも積極的に参加され、地域貢献されています。そこで、中学校制服無料化にすれば、町内業者への発注が期待できます。農業を始め様々な産業を支援することは、人口減少が進んだ町にとって重要なことであり、持続可能なまちづくりが成り立つものと考えます。

学校給食費無料化と中学校制服無料化は、国家の将来を担う子供たちを育てる保護者の軽減負担と町内業者の支援及び高齢者の生活環境支援に繋がり、人口増が期待され持続可能なまちづくりの一助となるでしょう。

しかしながら、これには財政負担が大きな課題となります。本町は老朽化した公共施設の改修や 庁舎整備等、多額の費用を要することは明白であり、軽々に無料化を提言するものではありません。 そこで、実現の原資として身勝手な考えとして述べますと、我々、議会が唯一貢献できる案とし て議員定数削減が考えられます。これには、当然、議員各位の賛同を得る必要があります。

私はこれまで、議員定数削減には反対との立場でした。その理由は、民主主義のより良い方法として選択されたのが二元代表制たる議会制民主主義でした。様々な価値観が多く存在する民意を代弁するには、一定の代弁者が必要となります。人口が減っても価値観や業務量の減少はありません。それが、然るべき議員定数でしょう。これは、それなりの正論との自負はありますが、民意は削減を望む声があるのも現実です。そもそも民主主義の生い立ちは、民衆が一部の権力者から勝ち取った制度であり、ポピュリズムが原点と言えるのでしょう。

そこで、多くの民意が削減せよと言うのであれば、これを聴く耳を持つのも大事なことです。であるならば、賛成も反対も正論となります。

結論として言えば、それぞれが判断することであって、批判されるものではありません。それぞれが判断することです。議員定数削減が、財政貢献と持続可能なまちづくりや国家の将来を担う子供たちの支援との理由なら、大義名分が成り立ちます。大胆な発想ではありますが、以上、町長の見解をお尋ねいたします。

次に教育長に2点お尋ねします。

- 1、長期休職中の職員の現況をお尋ねいたします。
- 2、教育長の現住所と主たる生活拠点について、町長は従前、法的に問題ないとの認識を示されておりました。また、本町においては、過去、早岐と嬉野から教育長が通っておられました。その当時、法的問題を問われたことはないと思っております。同じ認識なのかお尋ねいたします。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、橋村議員の質問にお答えをいたします。

まず、学校給食無料化につきましてでございますが、今、ロシアのウクライナの侵攻、侵略によ

って食料品が値上がり、結果的に給食費の値上げにつながっていると報道されております。各他所 の地区でも値上がりをされている所もございます。

私としましては、諸事情を勘案し、今回、皆さん議員にお願いを出しておりますが、来年、令和5年3月まで、全額助成で給食費を助成をしたいと思っております。まず、これをやらせていただいて、皆さん方と協議をしながら状況を見て、財政状況、それから過疎債の適用等も含めながらご説明をさせていただきますので、今年度、3月いっぱいは無償にする、公費負担にするということに今回予算をお願いいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、第2点目の制服につきましては、なるべく保護者の方の負担を軽減するようしていかなければならないと私も思っております。

まずは、中学校統合によって女子の制服については価格が上がっておりますので、男子はそのままでございましたけれど、女子につきましては、来年度に向けて何らかの助成ができないか、今後検討させていただきたいと思っております。登壇しての答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

橋村議員からのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、長期休職中の職員の現状ですけれど、当該職員は職場復帰を望んでおりまして、4月に本人から復職訓練のための試し出勤の申請が出ましたので、教育委員会会議で審査し、承認をしております。

試し出勤の訓練時間や内容については、本人との合意の上でプログラムを作成し、それに沿って 試し出勤を実施しております。実施した期間は、経過観察を記録し、教育委員会会議の際に報告を するようにいたしております。

次に、2点目ですけれど、教育長の生活拠点ということに関わってということですけれど、生活拠点については、3月議会において、私は家庭の事情があって川棚町で生活することがありますと答弁しておりますように、どちらにも行ったり来たりの生活をしており、拠点は2か所ありますが、本拠地は東彼杵町ですので、法的に問題はないと考えております。

また、前回申し上げましたように、自然災害等、緊急事態の時は常に町内に待機しておりますし、 万が一川棚町に居た場合でも車で5分程度で東彼杵町内に移動できますので、職務にも支障はあり ません。ただ、土日を含め教育委員会の事務所で仕事をしていることや、会合、行事に出席する時 が多いため、どちらも留守をしていることは多いです。しかし、そのことで本拠地が判断されるも のではないと考えております。また、私的にも地域の行事や除草作業等にも出ておりますし、町内 のソフトボールナイターリーグにも参加しており、町民との交流もいたしております。

先ほど、元教育長お二人のことが出ておりました。私も他市町からこちらにお見えだということは存じておりました。私も川棚町でも良かったのかもしれませんが、やはり報酬を頂く以上は町民税を納めたいということを思っております。

それから、先ほど言いましたように、自然災害など緊急事態の時にすぐに対応できるということで、こちらも拠点としております。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

私が、答弁をいたしておりませんでしたけれど、まず、私が答えましたのは被選挙権ということで、町会議員の方は3か月前にここに住所を置かなければいけないんですが、町長も被選挙権で、東京から来ても住所がなくてもできます。被選挙権で、私が問題ないということでお答えしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

町長の再答弁という形は、それは皆さん充分ご承知のことですよ。結構でございます。ありがと うございました。

無料化の前に、登壇上で名誉毀損が猶予されるという言葉を使って述べました。ということは、 これは私は心配しているということなんですよ。心配しているということ。

そこで、侮辱罪とか名誉棄損とか法的に考えてみましょうという話、みましたという話ですけれ ど、刑事訴訟法第 239 条、何人でも犯罪があると思料する時は告発できる。つまり、そう思えば誰 でもできるという意味ですね。第2項、官史又は公史は、その職務を行うことにより犯罪があると 思料すれば告発しなければならないとあります。刑事訴訟法第230条、公然と事実を摘示し、名誉 毀損した者は、その事実の有無にかかわらず3年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金に処す るとあります。これについてはお答えは求めませんが、6月20日の長崎新聞の記事、これには侮辱 罪の厳罰化、衆議院を可決とありました。これは SNS で中傷された木村花さん、プロレスラーの 22 歳。この人の自殺がきっかけなんです。最近、SNS 等で誹謗中傷の書き込みの事案が多すぎるとし て、これを規制しようとする法律です。報道関係者が公人を批判することや、あるいは議員が執行 部を批判することは、これは許される範囲でしょう。232条の2では、この目的がもっぱら公益を 図るために、図ることにあると認めた場合は、事実の真否を判断し、事実であることの証明があっ た時はこれを罰しないとありますが、住居などプライバシーのことを批判して公の利益と言えるの かというのが私の疑問なんですよね。当事者の社会的評価を低下させるものであれば、違法性を取 られる可能性は高いのかなと、これは私の判断。専門家に聞いていますけれど。私はそのようなこ とを実は心配しているんですよ。国はこれまで見逃していた事案でも厳しく取り締まりますよと言 っているんです。SNS など、拡散という意味では紙媒体も同じだと思っているんです。このような 事案があまり町内で発生することは好ましくありません。ですから、このような事案が、国が動い ているんですから、発生しないように対応策を考える時機が来ているのではないかなと気がするん ですよ。そこら辺についてお伺いします。対応策。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

対応策というのが個々、個人の考え方でされておりますので、役場の集会とか職員には常々申し上げておりますけれど、やはり、相手の誹謗中傷は厳に慎む。私も現に選挙の時にものすごく誹謗中傷をやられましたので、本当に当事者でございましたけれど、家族を含め本当に病気になるぐら

いなるんですよ。だから、そこは正々堂々と本人と話をしてそういう形でする。

今回の給食の、給食のことでお尋ねでしたので申し上げますけれど、私は議会でも隠ぺいではないとはっきりと申し上げておりますので。橋村議員がおっしゃったように保護者の方に知らせておりますので。ただ、おっしゃるように議会と報道機関、これには伝えていない。

そういうことで、皆さん方の個々の考え方で SNS も発信をされますけれど、今、国の法律も厳しくなっておりますので、皆さんお一人お一人がやはり理性を持って、相手を傷つけないという立場で、優しい社会を作っていただければなと考えております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

それは、個々の判断に任せるという話なんですよ、注意しましょうと。性善説に基づいたご答弁だと思いますけれど。そうではなくて、条例までというのはかなり厳しいのかという気がしますけれど、やはりそこら辺はある程度のブレーキを掛けるような、何かの、法整備まではいかないとしても何かの形がないのかなと私は思っています。そういうことならそれで結構でございますけれど。これから、やはり私も従前 SNS などをしていましたけれど、最近ほとんど止めております。やはり、色んな意味でまずいなという部分がありますので。中には人の悪口を書いたりする人、事案がありますので、こういうのを見ると嫌な気分になりますので。ここら辺についても、これからの課題でありましょうけれど、そういった形で進めていただければなと思っておりますのでよろしくお

次は給食の件ですけれど、私は抑える方法はあると、個人的な考えですけれど思っているんですけれど。例えば、米とか野菜は自分たちで作る、休耕田はいっぱいありますからね。そうしますと、農業体験だとか農業の楽しさ。農業の楽しさの後に来るのは後継者作りに資する。これもやはり子どもたちの大きな勉強の1つなのかなという気がします。

それともう1つ、給食専用と言いますか、農家さんとの契約等々も考えられると思いますけれど、 ここら辺についていかがでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

願いいたします。

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

彼杵小学校が水田を借りて米を作られて体験をされたりしているところもございましたけれど、今、給食費につきましても、原材料費もそうでございますけれど、無農薬とか、そういうのが今進んできておりますので、そういう形で、子どもたちも一緒に、SDGs と言いますか自分たちで作って自分たちで消費して、またそういう肥料とか堆肥とか循環も学ばせるということは非常に良いかなと思っております。今後、教育委員会と協議をさせていただきたいと思っております。

今度の給食費も、お答えいたしましたように来年3月までは公費でもちまして、その後、浪瀬委員長からも報告がありました学校の校舎とか役場の庁舎、それから色んな古い施設がございますね。その辺の状況を勘案しながら。一度給食費を無料化にしてしまえば途中で止められないものですから、財政の状況を見ながらどう決断をするか、私は決めていきたい。

しかしながら、おっしゃるように子育てにはお金が要りますから。小学校から中学校に上がる時

に9万円ぐらい掛かるそうです、制服、カバンとか体育用具とか。その辺も考えながら、子育てが しやすいようにしていきたいと思っております。他所の町は、子育て世帯に1人5万円、所得制限 なしにやるという、財政が良い所はそういうことになっております。私たちも工夫をしながら、そ ういう形で子どもの教育のためにお金が使えればと思っておりますので、よろしくお願いいたしま す。

○議長(告永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

昨日か一昨日に県議会が始まりまして、知事の施政方針の中にも子育て世代の充実ということを述べられていました。確かにおっしゃるように、財政が豊かな所は簡単にできるんですよ、できるの。そうではなくて、うちみたいにあんまり余裕がない所がすることに意義があるんですよ。これはウケますよ。ウケの政治はしてはいけませんけれど。

確かにおっしゃるように給食費につきましては、かなり厳しい部分があるのかなというのは、それは私も理解できます。継続性というのが求められるとしたらですね。1回したらそれは止めるわけにはいきませんから。それは十分できますけれど。

じゃあ、制服の無料化、これは何とかなるのではないのかなという考え方を私は実は持っておりまして、勝手な考え方を述べさせていただきますけれど、議員報酬、期末も含めて年間、11 名で3640万4882円です。これを11名で割ると33万9535円となります。

先月 31 日に、議員定数に係る特別委員会がございました。その時に議長が、奇数では議長の公平性が保てないから偶数が良いという意見を言われたんですよ。私もそれならばサブとして、議長は困っているならサブとしてお答えをするという役割でしょうから。私は当然偶数ということを前提として、私は、今回発議が、削減が出ていますけれど、そこまで想定していなかったんですけれど。仮に仮定として1名減った場合は、これはできるんですよね、できる。だから、今は答えろと言っても無理でしょうが、仮定、仮定の話もお答えできませんね。仮に実現されたとすれば、業者とか保護者からも喜ばれることは間違いございません。町民が喜ぶことが持続可能なまちづくりの基礎ではないのかという話なんですけれど、どうなんでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

お答えいたします。確かにそういうことで、私も全額助成、補助ということでやりたいんですが、 財政状況を見ながらということで、先ほどお答えいたしたとおりでございます。

議員のことは一切介入はできません。議員のことは議会の皆さんでお決めになるということでございますので。ただ、私が1つ考えておりますのは、やはり、全体枠があれば、どこかの予算を持っていけば、どこかを縮小するという考えでございますので、そのためには、財源をまず確保するように検討させていただきたい。ただ、基本的には、橋村議員がおっしゃったように、子育て世代には何とか助成等も含めて考えていかなければならないと、私は基本的に思っております。今後、あと来年度でございますので、しばらく協議をさせていただきたい。教育委員会とも協議をします。職員の意見も聴かなければいけませんので。そういうことで決断をさせていただきたいと思ってお

ります。

一歩一歩でございますけれど、まずいくらかの制服の助成ができないか。給食費も最初から全額 ということは無理かもしれませんけれど、少しずつ、今度の過疎も含めて財源のゆとりを考えなが ら考えさせていただきたい。

今回、予算にも上げさせていただいておりますけれど、庁舎の基金に1億 7000 万円ぐらい積むことができましたので、何とか、そういうことで予算をやりくりしながら進めさせていただきたい。全世代の方に平等にいくような感じの政策も打たなければいけませんので、そういう形で思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

財政のことを言われれば、私も十分理解できるんです。ただ、先ほど仲里依紗さんの話をいみじくもしましたですよね。彼女の意気込みは凄いんですよ。庁舎の整備の1割か2割ぐらいは貢献してやるぐらいの勢いですからね。こういうことを大事にしましょう。そういう中で庁舎あたりの建設に関してもかなり貢献されると私は期待しているんですよ。

次に、教育長ですが、確認でしたので再質問という形はあるんですけれど。ちょっと、先ほど法 律問題等について述べたのも、この件について公の場で言って良いのかいけないのか、私もちょっ と迷っているんですけれど、例えば、教育長の蔵本郷の住居ですが、これを見張られているとか監 視されているとか、身辺調査をされているということを複数の人が聞いているんですよ。これをご 存じですか。どうですか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

昨年の 12 月頃に、少しコロナが落ち着いた時に地域の餅つき大会があった時に、そういうふうに見張られているという話は聴いたことがありますし、4 月になって草刈り作業の時もその話を聞いたことがあります。

○議長(告永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

これはご家族の方はご存じなんですか。例えば奥様とかご存じなんですか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

知っております。怖いという感じですね。見張られているという感じは怖いと、ちょっとストーカー的なことにもなるんではないかというような、怖いという感じを言っておりました。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

10 番議員、橋村孝彦君。

○10番(橋村孝彦君)

実は、ここで言うべきなのかなと、どうかと思いましたけれど、やはりこれは人の人権を守ることですから、いみじくもストーカー的みたいなということであれば、今はストーカー規制法とかありますので、これについて教育長にどうのこうのということはできませんけれど、もう少し、さっきの、特に公人としての法の順守、そういったものに関わってきますので、これについてこれ以上は教育長を追及しても、これは教育長を追及しているんじゃないんですけれど、こういうことはもう少し適正な方法でできるような形でいければと思っております。今回は、前回は時間オーバーしたとして批判されましたので、ここで終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長(吉永秀俊君)

以上で10番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。 暫時休憩します。

暫時休憩(午前10時49分) 再 開(午前11時01分)

○議長(告永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番議員、大石俊郎君の質問を許します。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

2番バッターとして質問させていただきます。

最初に通告書の一部修正をお願いいたします。

大きな2番目の3月定例会における教育長の答弁についての①の上から4行目、教育長は必罰という考え方はないと答弁しておられました。と答弁しておられましたというところの文言を必罰という考え方はないとの答弁が議会だよりに掲載されていました。とこのように修正させてください。もう1つ、②中学校の制服価格について。これも同様でございます。上から4行目、町、教育委員会、議会も協力願いたいと答弁しておられました。という文言を、との答弁が議会だよりに掲載されていました。このように文言を修正させてください。

では、今から質問をいたします。大きな1番目、東彼杵町町民の選挙権について。

日本国憲法や公職選挙法に、市区町村長・市区町村議会議員の選挙は、日本国民で満 18 歳以上であり、引き続き 3 か月以上その市区町村に住所がある者。また、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行うと定められています。

では、生活本拠地がその市区町村外にあり、住民票だけを東彼杵町に登録している場合、法的な 問題点はないのか。あるのか、ないのか、その1点をお伺いいたします。細部については、降壇し てからお伺いいたします。

大きな2番目、3月定例会における教育長の答弁について。

①人事管理について。同僚議員の信賞必罰の賞は誰しもが喜び、やる気を喚起せしめ生産性が上がる。必罰は注意しないと逆に士気が低下すると思うが。の一般質問に対し、教育長は、必罰とい

う考え方はない。との答弁が議会だよりに掲載されていました。辞書によると信賞必罰とは功績ある者は必ず賞し、罪過ある者は必ず罰することと記されています。教育長は、必罰という考え方はないという考え方を今後とも継続されるのですか。継続する。継続しないの結論のみお伺いいたします。細部については、降壇してからお伺いいたします。

②中学校の制服価格について。同僚議員の中学校の制服価格が下がったことは良いことだが、反面町内の業者は困窮困惑している。このままでは町内業者は消滅するだろう。町内業者の支援は持続可能な町づくりに必要と思うが。の一般質問に対し、教育長は、その為、町、教育委員会、議会も協力願いたい。との答弁が議会だよりに掲載されていました。

議会に対し、具体的にどのような協力を願っておられるのか。その点を簡潔にお聞かせください。 ③教育長の生活本拠地について、同僚議員の教育長の現住所は本町であり、生活拠点は家族の居る川棚と認識しているが、誰が問題視しているのか理解できないが。という一般質問に対し、教育長の法的問題もない。という答弁が議会だよりに掲載されていました。

この掲載記事の答弁をされましたか。議会だよりに掲載されているとおり、答弁をした。そのような答弁はしていないの結論のみお伺いいたします。細部については、降壇してからお伺いいたします。以上でございます。

 \bigcirc — \triangle —

異議あり。

暫時休憩をお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

賛同者ありますね。何ですか。 暫時休憩いたします。

> 暫時休憩(午前11時07分) 再 開(午前11時16分)

○議長(告永秀俊君)

休憩前に戻り、会議を続けます。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

何分暫時休憩でしたか。時間管理の関係で教えてください。

○議長(告永秀俊君)

9分です。

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長(福田和範君)

選挙管理委員会に対するご質問なので私の方から答弁申し上げます。

議員ご質問の法的に問題の法は、公職選挙法を指しているものと思っておりますので、その下で答えます。

結論から申し上げますと、公職選挙法に基づく問題はないということでございます。

理由について申し上げますと、公職選挙法第21条に選挙人名簿の被登録資格の規定がございま

す。規定では、被登録選挙人名簿の登録は、先ほど申されましたように、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満 18 歳以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から 3 か月以上の登録市町村等の住民基本台帳に記載されている者について行うとなっております。この基本台帳は、住民基本台帳法第 1 条で、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となっております。住民の居住関係で公証力のある住民基本台帳を基に選挙人名簿を登録するわけでございますので、選挙管理委員会としましては問題ないものと判断をいたしております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

大石議員の質問の1点目、人事管理についてでですけれど、先ほど訂正がありましたけれど、通告したものと変わってきております。

大石議員がご指摘された必罰という考え方はないという言葉は使っておりません。議事録で確認 していただければと思っておりますが、考え方としてはケースバイケースです。必罰を与えること はよく吟味するべきだと思っております。

次に2点目、中学校の制服価格についてでございます。大石議員が指摘された答弁はしておりません。これも議事録をご確認ください。

もし、その答弁を前提とせずに改めて質問があればお答えいたします。

3 点目、教育長の生活本拠地についてということでございますが、3 月議会では法的問題はない という言葉は使っておりませんが、そのような趣旨に受け取られるような発言内容になっていたと 思います。

先ほど橋村議員から確認の質問があり、改めてお答えしたとおりです。以上で、登壇しての答弁 を終わります。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

それでは、福田選挙管理委員長に、法的には問題点はないということで 21 条を基に説明していただきました。

じゃあ、お伺いしますけれど、生活本拠地がその市町村外にあっても、住民票だけ東彼杵町に登録しておけば、住民基本台帳に載っておけば、法的に何ら問題点はないという認識でした。

では、では、例えば、実例を話しますね。佐賀県に住んでいる方が、今年の12月までに東彼杵町に住民登録をして、生活本拠地は佐賀県の自宅にある場合、この方は来年4月に実施される東彼杵町の統一地方選挙に選挙権が発生することになります、なります。3か月以上経てばできますからね。このような場合でも法的問題はなく罰せられるようなことにはならないと、このように理解してよろしいんですか。

○議長(吉永秀俊君)

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長(福田和範君)

先ほど申し上げましたように、虚偽とみなされる場合は、住民基本台帳法に基づく適切な処理がなされるものと考えております。それ以外のことにつきましては、選挙管理委員会としては申せませんので以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

正に、選挙管理委員長が言われたとおり、私もそのように認識をしております。虚偽が発生した 場合は罰せられるであろうということになる。選挙管理委員長に対する質問は以上で終わらせてい ただきます。

大きな2番目の質問に移ります。3月定例会における教育長の答弁についてお尋ねしてまいります。

まず(1)の人事管理についてでございます。教育長の答弁は、要するに必罰という考え方、という答弁はしていないということでございました。教育長はどのように答弁しておられたのかなということなんですけれど、ここに議事録がございますのでちょっと紹介したいと思いますね。必罰ということは確かに言っておられません。

このように、ここに議事録がございますけれど、このように答弁しておられます。ミスをした場合、アドバイスをしたり、一緒に考えるという姿勢をとっております。罰を与えるということは、返って逆効果になるのではないかと考えています。ということは、今教育長が言われたケースバイケースという発言に繋がってくるのかなと思っております。

ということは、この議会だよりに書いてある必罰はという考え方はないという考え方はちょっと違うなということで理解してよろしいですか。教育長、これに書いてあるんですよ。成果を上げた人は称賛したい、必罰という考え方はないと、こういうふうに書いてあるんです。というこの考え方にちょっと違う、ちょっと違うな、いや、このとおりである。どちらなんです。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

先ほど言いましたように、ケースバイケースでございます。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

ケースバイケース、いや、私が質問したのは、ここに書いてある、この議会だよりですよ、公が 出した、議会が出した議会だより。ここに表現が、ここに教育長の答弁が載っているんです。これ が、必罰という考え方はないと書いてあるんですから、これがそういう考え方でよろしいんですか ということを聞いている。違っていたら違っている。いや、こういう言い方です、考え方です。こ れは違う、ケースバイケースだということで、これは違うということですね。そういうことと捉え て良いですか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

先ほども申しましたし、議事録を述べられましたけれど、そのとおりで、そういう言葉は使って おりません。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

ということは、これはこの議会だよりに書いてあることは変造されているという理解を捉えるしかないと思います。

ということは、教育長、こういう記事が載っていたら、この記事を書いた該当議員、あるいは議会発行責任者である議長に、この表現は違いますよということを抗議をされましたか。いかがですか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

過去にもいくつかおかしいなというのはありましたけれど、抗議はしておりません。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

やはり、そういう時は、自分の真意の答弁がなされていない時は、やはり、事務局を通じてここのところは違いますねと抗議をされてください。そうしないと、議会だよりというのは、全町民の家庭に配られていくんです。この記事を見て、町民の方々は議員がこういう質問をし、このように町長とか教育長、あるいは課長が答弁したとなっていくんですよ。これを信頼するしかないんですよ。そういうところでしっかり言うことであります。

(2) の中学校制服価格でございますけれど、教育長はそのような答弁はしていないということなんですね。要するに、そのため、町、教育委員会、議会に協力を願いたいと、教育長、書いてあるんです、議会だよりに。答弁していないということが書かれているんです。ということは、3月議会定例会、同僚議員の一般質問掲載の記事は嘘の記事、すなわちねつ造されたものであるということ、そのように理解してよろしいのですか。いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

議事録と違って議会だよりというのは、その答弁なりを要約した形、こういう意図であろうということで書かれたものであると思います、紙面の都合上ですね。ですから、そういうものもあろうかと思いますので、先ほど、3点目で申し上げましたように、そういうふうに受け取られる発言をしたということも言いましたように、答弁自体がなかった、あるいはそういう言葉は使っていないけれど、そういう趣旨だったとか、そういう、いろいろあると思います。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

教育長、教育長はこの質問に対して一切、一言も発言しておられないんですよ。これは、誰が、この同僚議員の一般質問に対して答弁したかと言いますと、中学校の制服価格については、前の教育次長、岡木次長が答弁をしておられます、岡木次長が答弁しておられるんです。教育長の答弁は一言もありません。

では、岡木次長がどういう答弁をしておられたかと言うと、ちょっと読み上げます。教育次長の答弁は、一部省略しますけれど、検討した結果、現在の制服になったと、現在の制服になったということでございますが、若干、それまでの制服より数千円程度高くなったということは事実でございます。という答弁しかしておられません。いわゆる、ここにある、そのために町、教育委員会、議会も協力願いたいというような答弁は一切ありません。これは、議会事務局で確認してもらいました。ないんです。

要するに、これも同僚議員の一般質問に関するの嘘の記事、すなわちねつ造されたもの。すなわち答弁されていないことが、あたかも教育長が答弁されたかのように記載をされています。このことは不実記載ですよ。この記事に対しても、教育長、何らかの対応、処置を取られましたか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

対応措置は取っておりません。

議事録を基に質問するべきでしょうけれど、議事録にもないということであれば、改めて質問していただければと思います。

議会だよりで質問されてもちょっと困る部分もありますので、それは抜きにして質問いただければと思います。聞かれたいことをお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

教育長、一般質問について答弁が議会だよりに掲載されていましたって、通告書に出しているんですよ。そうしたら、通告書を出したら、議会事務局にやって、議事録を取り寄せて自分はどう答弁したか、あるいは岡木元次長がどのように答弁したのか確認されるのが本当でしょう。それを議事録も確認、3月定例会の答弁を、やはり当事者であってもどんな質問をしたのか、どんな答弁をしたのか、これは町長も、教育長も、全て頭の中に残っていませんよ、正確には。ぼやっとはわかっているでしょうけれど。だから、こういう通告書を受けた時は、必ず、議事録を議会事務局から取り寄せていただいて、ホームページも載っています、既に。東彼杵町議会一般質問と印字してポンと打てば、もう3月定例会の議事録は全議員、全て掲載されて載っています。そういうことを確認をして答弁の準備に当たらないと。議事録のことを通告していないから答弁できませんというのはちょっといかがなものかなと思います。そして、そのような答弁していないと答えておられるではないですか。答弁していないことが答弁したかのように書いてあるわけですよ。そのため、町、教育委員会、議会も協力願いたいと。ですね。今、そんな答弁はしていないと言われました。そしてこれは載っている、おかしいではないですか。おかしいと思いません。いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

この議会だよりは議会で作成されたものだと思いますので、議会で責任を持って出されたものだと思います。私は、議事録を持ってそれに対応してお答えしたいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

町の広報紙とか議会だよりというのは公が出すところです。公文書ですよ、公文書です。 ちょっと質問しますけれど、これは町長に質問したいと思います。町の広報紙とかこの議会だよりは、私文書ですか公文書ですか。どちらでしょう。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

これは公の文書だと思いますが、私、一言言わせていただければ、私も議員をしていましたので。 議会内部のことは議会で調整をしていただかないと、町の広報紙は私が全責任、発行責任者でございますから。議会の責任者は議長です、発行責任者と書いてありますからね。だから、議会だよりを委員会で審査をされる時に、その時わからないかもしれませんが、議会で協議をしてもらわないと。執行部は議会に話しができないんですよ。議会は別の立場でございますから。教育長は私の指示で動きますけれど。議会は議長の下でしますので、執行部は介入はできませんので。よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

町長が言われていることは理解できますよ。理解できますけれど、この一般質問というのは、広報委員会で作成するんです。そして、最終的に議長の責任の下出すんです。しかし、この右上に、一般質問の本稿は質問者の責任で作成してします、この右上に書いてありますね。一般質問、例えば今日、私が質問したこと、次、議会だより載る。これは私の責任でもって作るように決まっているんです。だから、町長が言われるように議会のことは議会でということなんですけれど、私が言いたいのは議会のことなんだけれど、議会で作成した公文書は、自分が載っていることは、町長や教育長の答弁が、もし違っていたら、趣旨と違っていたら、発言していないことが発言されていたら、当然抗議をされるべきだと思うんです、読んで。それをそのまましておくということは、容認したということに捉えられても仕方がないということになりませんか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

容認したということにはならないと言いますのは、発行責任者は、議会は議長ですから。それは 責任を持ってやってもらわないと。私たちが、いちいちこうではないというのはなかなか言いにく いんですよ。議会は議決権、私は提案権と執行権ですから。これは、本当に三権分立で分かれていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。なかなか言うことができませんので。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

その答弁と違った便りを出されたということを正すためには、この議事録が残るこの場で言うしかないと思います。議事録と違っていたということでしょう、便りが。

\bigcirc — \triangle —

---△**--**-

○教育長(粒﨑秀人君)

そうです。答弁していないことを書かれていたということを、違うということをこの場で、議事録が残る所で言わないと、いくら苦情として、違いますよと言ってもそれは誰も知らないことになると思います。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番 (大石俊郎君)

だから、ここに私は議事録を持って来て、教育長の答弁は、この制服問題について一言も述べて おられないし、岡木元次長も、そのために、町、教育委員会、議会に協力願いたいという文言はど こにも見当たらないということを、今紹介しているではないですか。ね、それがなにか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

ですから、先ほど言いましたように答弁しておりません。ですから、その答弁を前提とせずに改めて質問いただきたいと言いました。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

なんかよくわからない答弁でしたけれどね。ちょっと理解ができませんね、ほんと。

次の(3)の教育長の生活拠点、本拠地について。そして、これは教育長の答弁、なっていたと思うというふうに、法的問題もなっていたと思うというふうに訂正されましたよね、先ほど。していないではなくて、そういうふうになっていたと思うと。について、最初の前段の同僚議員の質問の時に、前は生活本拠地は川棚町。住民票のある所は東彼杵町という答弁でございました、3月の定例会までは。先ほどの同僚議員の、先ほどの質問では生活拠点が川棚町にあったり、東彼杵町であったりという答弁をされていたんですけれど。

そもそも、こういった答弁をなぜ最初から、3月定例会の時から言われなかったのかどうか。変遷しておられますよね、答弁が。生活本拠地は川棚町と言っておられました。家庭の事情と言っておられました。家庭の事情ということも言及されておられました。それは間違いなかったんですよ。3月定例会の件で聞いているんですよ、今回ではなくて。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

議事録をご覧になっていただければと思います。本拠地とは言っておりません。拠点と言っておりました。だから、拠点が2か所あるということです。本拠地は東彼杵町。今日の橋村議員のところで確認がありましたので、そう申し上げました。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

生活拠点と生活本拠地と同一ですよ、そもそも。言葉の拠点と本拠地がどう違うかと言われたら同じなんです、同意語です。

じゃあですよ、じゃあ、2 か所あるということなんですけれど、じゃあ聞きますよ、この生活本拠地と住民票ということ、生活拠点でも良いですよ、教育長の言われるように。じゃあ、こういった法的根拠に定めがありますよね、定め、決まり。先ほど選挙管理委員長もちょっと紹介していただきましたけれど、そういった根拠がどういうところに法的根拠があるか、定めがあるかご存じですか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

先ほども出てきましたけれど、住民基本台帳法に本拠という文句を使ってありますので、拠点と は別と考えております。どちらが主か、本拠地かということだと思います。そう解釈しております。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

本拠は、私が調べたところ、あるいは弁護士さんがホームページに載せているところによりますと、3つあるということなんですよ。1つが、民法の22条、書いておいてくださいね、民法22条。それから地方自治法第10条、これは、地方自治法第10条の逐条解説書を見ないと詳しいことは書いてありません。あと3つ目、先ほど教育長が言われた住民基本台帳法第4条です。この3つが、専門家の人が書いてあることなんです。

民法第 22 条にはどのように記述されているかということを紹介しますよ。教育長、聞いておいてくださいよ。

 \bigcirc — \triangle —

聞いています。

○5番(大石俊郎君)

よそ見しておられたから聞いておられないかなと思いました。

 \bigcirc — \triangle —

聞いています。

○5番(大石俊郎君)

各人の生活の本拠をその者の住所とする、拠点と言っておられたが、本拠をその者の住所とする。 これを受けて、地方自治法第 10 条及び住民基本台帳法第 4 条には、住所の定義は、各人の生活の 本拠と定められているんです。いわゆる、教育長の住民票は東彼杵町。生活の本拠地は、教育長は 3 月の定例会の時は川棚町、今日は拠点、拠点が変わっているということを言っておられましたけ れど。

私は、これが、3つの法律に違反しているのではないかなと、ないかなですよ、ないかなと思っているわけです。それで、4月20日水曜日、ある弁護士の方に相談をいたしました。これは事例です、事例でもって。教育長の場合、現在の生活状況であれば、生活本拠地である川棚町に住民票を置かなければ、現在の状況であればですよ、いけないのかなということでした。そして、法律違反をしておられる公算が大ではないのかなということでありました。その法律違反を解消するためには2つあります。住民票を川棚町に移すか、又は生活本拠地を東彼杵町に変えられるか。この二つに一つである。このように、私が相談した弁護士の方は説明をしておられました。

これまで私の法的根拠とか、弁護士の方の見解を述べてきました。この点に関する教育長の見解 や今後の対応について何かありましたらお聞かせください。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

元々、先ほど言いましたように、川棚が本拠地であるということを前提とされていましたが、それは違うということで先ほど確認いたしたところですので、そこの前提がまず崩れるということです。

それから、その本拠地という、本拠ということの要件としては、客観的居住の事実と主観的居住 意思を総合して決定する。その2点ですので、それに合っているものと思います。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今、教育長が言われたように住所、職業、資産の所在、生計を一つにする配偶者、その他所在等 の客観的事実を総合的に勘案して判断がなされます。とこれは書いてある。

で、ですね、その一方で、一方で、やはり、先ほど言いました、この住所の概念について民法も 自治法も、住民基本台帳法も住所の定義が各人の生活の本拠と書いてあります。全て住民票の、生 活している所が、住民票を置いておかなければならないということ。なぜならば、なぜならば生活 している所は住民票を置いておかないと、そこでは、例えばごみの処理のサービスとか、あるいは 消防、火災の時、消防団の支援を受けたりとか、あるいは病気した時の救急車の支援とか、そうい う諸々な公的な支援を受けているわけでございます。

だから、生活の拠点を佐賀県にありながら住民票だけを東彼杵町に置いておくというようなことは、これは極めて大問題なんです。実際に住んでいる所に住所を登録するのが大原則になっております。

で、虚偽の届出をした場合、罰則が定められています。虚偽の届出、ご存じでしょうか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

知りませんが、虚偽かどうか、そこの問題だと思います。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

私が今質問しているのは、そういったことに違反していた場合に、規則が定められているのはご 存じですかということを質問ですよ、ね。教育長が云々ではないんですよ。

こういう虚偽の届出をした場合の罰則が定められています。例えば、住民基本台帳法でどういう ふうになっているとかというと、第52条。52条あります。52条には5万円以下の過料に処すると。 このように定められています。

で、で、ですね、今度は町長にお伺いします。町長にお伺いします。通告していませんでしたけれどね。

住民登録に際して虚偽の届出があった場合、一般的に。虚偽の届出があった場合、又はそのような事実が判明した場合、町役場として処置するように定められています。具体的な処置はどのようになっていますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

すみません、ちょっと勉強していませんけれど、1点だけ私が申し上げたいのは、本人が東彼杵町が生活の拠点だと、本拠地だと認めていて、税金も納めておられるし、生活も一部されているということは、例えば、私も3か月以上東京に居ました、住所だけ残して、研修ですから。例えば、船員さんなんかもそうですよね、1年以上。しかし、そこで生活が根拠だと示せば、もう大石議員が違うとおっしゃるなら裁判しか、私はないと考えています。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

町長の答弁は、本人がここは生活の拠点である、そして、4月1日に住民票がある所で住民票が 課税されるが決まりますよね。これは間違いないですよ、4月1日。じゃあ、住民票を納めていれ ば、本人が認められたらそれが絶対だという、今、町長の答弁でした。

じゃあ、私が先ほど選挙管理委員長に質問いたしました。今年の 12 月に佐賀県に住んでいる、 生活は東彼杵町に移した、その人が東彼杵町が生活の拠点だと、本拠地だと。そうすると、来年 4 月に選挙権が有するわけですよ。ね、それで問題点ないのかということにも繋がっていきます。選 挙権にも関わることです。そこなんです。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それは、実際に問題になったところがございますよね、住所だけ移して当選されて無効だと。そ

の辺の調査はしなければわかりませんけれど、実際に生活をされています。ですから、私は、ここで東彼杵町だと、住民だということで教育長にも推薦をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

こういった定めが東彼杵町には、定めが今のところないというふうにお伺いしました。

福島県白河市の場合、白河市のホームページを開いてみました。このように住民異動に伴う規制及び罰則というのが、具体的に2つ定められています。実際に異動がないにもかかわらず、各種目的のために住民票だけを移す届出を受付ける時に、処置を行った、このような届出があることが判明した場合、あるいはその届出は受理いたしません。また、届出を受理し、処置を行った後に虚偽の届出があったことが判明した場合は、実態調査、実態調査で確認したのち、市長の権限で住民票の処置を行います。

2つ目、住民票は、住民の権利義務に関する公正証書の原本にあたりますので、虚偽の届出をした者は、刑法第157条に基づいて公正証書等不実記載罪に処せられ、懲役又は罰金刑が課せられます。市では、虚偽の届出であることが判明した際に、事案の性質、軽重を考慮の上、告発するかどうかを決定します。とこのように定められています。この他にも徳島市など、たくさんあるんですけれど、規制及び罰則がホームページに掲載されておりました。

東彼杵町にこのような規制、罰則はないということなんですけれど、このような罰則、規定を作られる必要性があると思われませんか。町長、いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

実は、平成30年に選挙の関係ですけれど、選挙人名簿の登録抹消ということで通知が来ております。先ほど大石議員がおっしゃったように、居住実態に疑義が生じた場合は、各市町村選挙管理委員会、住民基本台帳部局に連絡をして、住民基本台帳部局は当該者について区域内に住所を有しないものと判断した場合、ということは町長ですよね、当該者の住民票の削除を適切に行うことと通達も来ておりますので。それは当然、大石議員がおっしゃったように、調べて適切な処置をしなければ、条例にあろうがなかろうが、これはこういうことで決まっております。よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

教育長の生活の本拠地、拠点と言われますけれど、教育長、拠点。拠点が川棚町、東彼杵町に2つあるという答弁でございました。どっちが優先なのかなというのはお答えならなかったんですけれど、ちょっとこの点がおかしいなという、半々なのかもしれませんけれどね。住民票届は東彼杵町になっていることはこれは事実でございます。住民票は東彼杵町でしょう。

これが国が定めた法律に抵触していないのかどうかということは、まだここで決断はできません。

先ほど町長も答弁されたように、裁判とかそういう部分になっていくのかなと思いますけれど。

いずれにしても、東彼杵町役場のトップである町長、教育委員会のトップである教育長は、国の 定めた法律を率先して順守される必要があります。少し疑わしいなという、李下に冠を正さずとい う言葉がありますけれど、そういったことを、東彼杵町民に疑われることがないような行動をされ る必要があるのかなと思います。

こういうことがあるから、私の今回の一般質問になったわけでございます。法律に抵触している おそれがある場合、これは他のこと全般にですよ、今まで過去もありました。そういったことがあ る場合には、やはり、法律を調べられるとともに、弁護士の方などに相談をされてください。そし て、町の定めに、先ほど福島県白河市の定めがあったように、規則とか条例の不備が見つかった場 合、速やかに条例や規則などを整備されていく必要があろうかと思います。

この件に関しては、町長や教育長の今後の対応について大いになる関心を持って見守ってまいりたいと思っております。ストーカーではありませんよ。

最後に、同僚議員の3月の一般質問が今回の質問に至ったことは事実でございます。公文書の1つである議会だより、あたかも質疑、質問したかのように、あるいは町長、教育長は答弁、町長はなかったんですけれど、今回は教育長は答弁なされたような奇異掲載は、町民を愚弄するものと言わざるを得ません。これは議会の、町長が言われているように議会の問題ですけれど、議会の権威を大きく失墜させた出来事であったと言わざるを得ません。公文書偽造は、刑法第155条、見てください、あとで。厳しい処罰、規定が定められています。有印、すなわち印鑑を押された者、今回、これ印鑑を押されたような記事に匹敵すると言われております。公文書偽造罪の処罰は懲役1年以上10年以下の懲役となっております。また、偽造を受けた主体が役場や議会であった場合、その犯罪を知った時は、先ほど同僚議員も言っていましたけれど告訴、告発するという義務を負っています。義務ですよ、告発することができるではない、告発しなければならないんです。事件化は免れないと第一東京弁護士会の荻原達也弁護士は記述をしておられます。そのくらい公文書偽造は重いものであります。議会だよりの発行責任者は先ほど町長が言われたように議長です。議長も何らかの対応をとられるものと思います。そのことを申し上げ私の一般質問を終わりますけれど、先ほど教育長も手を挙げられていましたから、教育長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

間違って議事録に記載されては困りますので申し上げますが、本拠地は東彼杵町と、先ほど橋村 議員の答弁にも、大石議員の質問にもお答えしました、本拠地は東彼杵町だと。どちらかはっきり しないということでしたけれど。

その本拠地という、本拠という根拠は、住民基本台帳の中にある要件、客観的居住の事実、もう 1 つは主観的居住意思を総合的にして決定、決定したのは私ではありませんけれど、意思を示すと いうことで申し上げます。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

以上で5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで昼食のために暫時休憩します。

暫時休憩(午後 00 時 01 分) 再 開(午後 13 時 11 分)

○議長(吉永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

先に通告しておりました次の3点について登壇しての質問をいたします。

まず1点目、町営バスとスクールバスを融合した運用について。

町営バスの運行は、以前、民間会社が運行されていた路線の利用者減少により、当初約200万円だったバス会社に対する町補助金額が約2300万円を超え、更には約3000万円を要するとのことから金額が嵩んできたため道路運送法第80条の適用により町営バスの運行が始まりました。

また、スクールバスは平成28年4月より彼杵小・大楠小・音琴小の3小学校が統合したことにより運行開始され、更には平成31年4月に中学校が統合したことにより千綿地区の中学生の登下校手段として運行が開始されました。以前、小学校の統合前、文科省に産業建設文教常任委員会で一連の要望に行った折、スクールバスについての運用等の質問の中で、一般人を乗せることが可能かどうかとの問いに、空いた時間等は使用してよいとの答弁を頂いております。現状の町営バス乗客と特に下校時のスクールバスの乗車人数を見ると、まだ乗れる余裕があるのではないかと見受けます。少子高齢化社会の中で、同じ費用で町民(交通弱者)に対しての利便性を最大限に図るため、町営バスとスクールバスを融合させて運行ダイヤの調整等を図りながら運行はできないものか。

以前もこの件については質問いたしておりますが、検討するとの答弁の中での現在の進捗状況は どのようになっているのか、道路運送法等がある中での見解を伺います。

2点目、過疎対策事業債の活用について。

過疎対策事業債については、施政方針に対する一般質問の中でも少々触れましたが、その時はまだ具体的な方針は示されませんでしたが、これは、議会にかけて県と協議し、国に申請されることは承知しておりますが、大きく分けて産業振興施設等・交通通信施設・厚生施設等・教育文化施設がある中で、今後計画される事業対象としては、具体的にどのような事業を考えておられるか、次の点について伺います。

①農業関係・漁業関係・商工業関係等についての計画は。②町道等についての整備計画は。③水道事業や公共下水道事業についての計画は。④高齢者施設等や認定こども園等についての計画は。 ⑤廃校校舎の活用についての計画は。⑥小中学校の施設等についての計画は。⑦観光や地域文化の振興についての計画は。⑧各地区の要望や公共施設等に対しての計画は。

大きな3点目でございます。平和教育について。

ウクライナでは、今年2月からロシアの一方的な侵攻により何の罪もない多くの方々が尊い命を落とし、更には貴重な財産を破壊されるという戦争が起きています。その前の2014年には、ウクライナのクリミア半島がロシア側の武装勢力により占拠され現在に至っております。また、ロシア

の隣国であるフィンランドとスウェーデンは北大西洋条約機構 (NATO) に加盟申請する方針を正式 に表明しています。

日本も過去に、1914年から起きた第一次世界大戦に参戦し、更には1939年から始まった第二次世界大戦では、1940年に日本・ドイツ・イタリアにより三国同盟を結成し戦いましたが、イタリアが1943年に降伏、ドイツと日本が1945年に無条件降伏で戦争は終結しております。最後まで戦った日本は多くの犠牲を払っておりますが、戦後の国民上げての復興努力により現在の社会が築かれております。

そういった歴史的背景の中で、平和であり続けることはだれもが願うところですが、現実として ロシアや北朝鮮等は海を隔てての隣国であります。日本が攻めて行くことはないとしても攻めて来 た場合の対応・防衛等、過去のつらい教訓を生かし、将来を担っていく子供たちにどのような平和 教育をされているのか。また、されていくのか。現場の先生方はどのような指導方法を執られてい るのか伺います。登壇しての質問を終わります。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。

町営バスとスクールバスを融合した運用についてでございますが、町営バスとスクールバスの調整による柔軟かつ効果的な運行については、令和元年 12 月議会一般質問におきまして、長崎県や文部省に働きかけて効率的な運行を目指していきたいと答弁をいたしております。

スクールバスは、保護者が安心できる安全な通学専用のスクールバスとして運行いたしております。不特定多数の方が児童生徒と混乗することに対する不安や、その安全対策の手法、経費の問題、バス定員を超えて乗車できない場合など、それらの対応などで課題があり検討しておりましたが、ちょうど、その頃からコロナが発生しまして、実際的に混乗というのが、まだ現状を考えて非常に厳しいのではないかと思って検討は続けております。今後は、そういった課題に対する対策を検討し続けて、保護者に理解を得た上で進めていく予定でございますが、今、町としましては、公共交通計画を準備しているところでございますので、その辺で皆さんのご意見をお伺いしたいと思っております。

ただ、浪瀬議員のおっしゃるとおり、私も国、県いろいろな機会を捉えてお話をさせていただきましたが、この度、道路の問題で、国交省のことで話をしている時も、今、検討を国交省でされております。と言うのは、地域の路線バスの維持に向けた中間取りまとめの骨子で、交通事業者が教育福祉などの他分野の事業者と連携したサービスを展開できるようにするために、新たな補助制度の創設を、定義をされております。これは国交省です。そして、具体的な制度設計に乗り出す方針でございます。2023年度予算概算要求への関連経費計上を視野に入れているということでございました。

骨子では、コミュニティが一体となって暮らしを充実させるための交通サービスを作り出す必要性を協調されておりますし、交通事業者と他分野の事業者が連携して新たなサービスを実施することも視野に入れているということでございますので、今後、引き続き町も協議をしますが、国県お願いをしてまいりたいと思っております。

次に、2点目の過疎対策事業費の活用でございますけれども、本日、3月議会で申し上げておりました東彼杵町過疎地域持続的発展計画案を配布をさせていただきました。全員協議会で、内容について概略説明をさせていただきたいと考えております。先ほど浪瀬議員がおっしゃいましたように、9月の方に、正式に上げさせていただきます。6月で、3月議会でお約束したとおり、今日配布をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

ご質問の具体的な項目につきましては、配布した計画案に記載をいたしておりますが、主なものについて申し上げます。農業関係、漁業関係、商工業関係等についての計画は、施設整備農業近代化施設導入、海底耕うん事業、商工会経営改善事業などを挙げております。

町道等につきましての整備計画は、大野原高原線改良、歴史公園線改良、その他改良新設事業を 挙げております。

水道事業や公共下水道事業についての計画は、八反田地区他 23 地区の老朽施設更新工事、下三根地区他 3 件の汚水管渠整備などを挙げさせていただいております。

高齢者施設等や認定こども園等についての計画は、福祉センター改修、設備更新事業、認定こども園は記載をいたしておりませんが、そういう事業でどうかなということで計画をさせていただいております。

廃校校舎の活用についての計画は、ワーケーションやサテライトオフィスの検討ということで挙 げております。

6番目の小中学校の施設等についての計画でございますが、校舎改修、運動場改修、トイレ改修、 照明改修、プール改修などを挙げさせていただいております。

7番目の観光や地域文化の振興についての計画は、観光協会費の運営費、文化ホール改修事業、 文化協会補助事業などを挙げております。

そして、最後の8番目でございますが、各地区の要望や公共施設等に対しての計画は、地域コミュニティ活動支援事業、公共施設等総合管理計画の考え方に基づき長寿命化事業などを適宜実施する計画ということで挙げさせていただいております。今日お配りしたばかりで誠に申し訳ありませんでしたが、後ほど検討していただければと思っております。よろしくお願いいたします。以上、答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

次に教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

それでは、浪瀬議員のご質問、平和教育についてお答えいたします。

まず、平和教育とはどういう根拠や立場をもって行われているかと言いますと、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育理念を基調としまして、学習指導要領に則って行っております。したがいまして、児童生徒の発達段階に配慮した上で自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願う国際社会に貢献する人づくりを進めていくこととしております。

具体的な学習指導として、町内の各学校では、平和教育が教育課程全般にわたって実施されるべきものであることを踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において行っております。特に小中学校とも社会科の授業で、直接的に時数も多く用いて学習を実施しているところです。

また、節目の時期に平和学習や人権学習を実施し、同時に全校での平和集会や人権集会を行っております。内容としましては、本県が被爆県とあることを踏まえ、原爆被爆や戦争の実相の継承と、戦争の悲惨さや平和の尊さを児童生徒一人一人に理解させるために、発達段階に応じて被爆体験講話や地域の戦争にまつわる歴史等の調べ学習に取り組み、壁新聞にまとめたり、学級、学年に平和への誓いを文章化する活動を通じて、意識化と行動化に繋がる学習を進めております。

特に、社会科においては、広い視野に立ちグローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な資質や能力の基礎を育成することを目標にしており、社会事象を主体的に調べて、課題を公正に判断し、そのことを説明したり議論したりする活動を行っております。ただ、法で定められた教育の中立性の確保を踏まえ、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取り扱いにより、児童生徒が多面的、多角的に考察したり、事実を客観的に捉え公正に判断したりすることを妨げることがないよう留意するようにしております。

併せて平和教育の根底であります、心の教育として道徳教育も行っております。つまり、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標として行っております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

まず、町営バスとスクールバスを融合した運用についての中で、いろいろそういった文科省とか 県とか国の方に働きかけをされているということはお伺いしましたけれど、やはり、ここは町長が 答弁された時に、検討するとか言われた時、執行部の課長あたりも座っておられるわけですね。そ ういったところの、まず連携がうまい具合、今日までできていたのか、そうでなかったのか、もう 少し研究する余地があったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

お答えいたします。

当然、私が本会議場で、検討するということは課長も同席して聞いておりますので、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。地域からもそういう声もありまして、具体的なところで進めた所もあります。これは少ない人数でございましたけれど。だから、課長も、皆さん、私がやるということは、答弁したのは、骨子を今度まとめていただいて、副町長がまとめて回覧をしますので、そういうことで状況を、どこまで到達できるかというのは指揮命令系統というか、そういうのを実施しておりますので、皆さん管理職は共有していると思っております。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

最初に申し上げましたとおりに、過去に文科省に行った時も、そういった空いた時間とかはスクールバスも使用して良いというような回答を頂いております。文科省では 6、7 人の方が、役職の方が座ってされ、1 人ではなかったわけです。私たちも、向こうの方が、逆に答弁側が多かったような感じがするぐらい対応をしていただいたわけです。

ですから、これは前町長の時行って、前町長とも、これは良かったですねと帰ってきたようなあれなんですね。しかし、前の町長の時も言いましたけれど、検討する旨の発言をされておりましたけれど、その後何の進展もなかったという想いがしておりますので、岡田町長に変わられてから、再度同じような質問をした経緯があります。

そういった中で、現状を見ていますと、書いているとおり、朝はほとんどいっぱい子どもたちも乗っております。ですから朝は無理としても、帰りのバスなんかは。特に、たぶん町営バスを利用される方とか一般の方は、高齢者の方が主なんですよね。ですから、高齢者の方にもタクシー券を配布したり、そういった事業もされておりますけれど、逆に私から言えば、もう、学校の下校時の3回スクールバスは通っていますが、ほとんど町営バスと似たような感じで空席がいっぱい目立つんですよね。

だから、私が言っているのは、その午後の時間帯の間に乗れないのか。このスクールバスの管理条例、規則の中で一般の方は乗れないと、地域も指定してそれ以外は乗れないとか書いてありますけれど、そこは改正をすると乗ったりされることでありますので、そういった高齢者の方の優遇と言いますか、そういった利便性を図るためには、もう少し研究の余地があるのではないかと思っております。

先ほど言われましたように、コロナ禍でなかなか対応が難しいところもあったと思いますが、いくぶん今は落ち着いてきていますので、そういったところが、下校時だけでもですね。時間は学校に合わせないと仕方がないと思いますので、老人の方は 2、3 分のうちに、こう行かなければならないとは、そういったことはあられないと思いますので、そういったところはどんなお考えでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

確かに、空いているところは本来なら使うべきだと私も思っておりますので、文科省も言いますし。私は、どうも道路の方の陳情が多いもんですから、国土交通省に話をした時に、先ほどお話をしましたように今検討をしていると、助成ができるかどうかですね。そういったところを含めながら公共交通計画の案も出てまいっておりますので、交通が田舎の方はないと、どうしても身動きができないもんですから、今後は早急な対応を検討をさせていただいて、パス券か何かやるかですね。定期的にですね。不特定多数の人を乗せるのは安全上いかがなものかということもございますから。その辺を先に進められないものかどうか。公共交通計画でも意見を聴いてまいりますので、早急にこれは対策をしなければいけない。コロナも大体、昨日も0でございましたけれど、わかりませんけれど。0にはたぶんならないんだろうと思いますけれど。間隔を取りながら、空いている所に乗っていただくような方策は、是非進めていきたいと思っております。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

そういうところで、一般人の、高齢者の方と、肢体不自由の方と、例えば、車には乗れるぐらいの足腰をしている方は、先ほども言いましたようにバス代をもらえないで、有償でもらえば道路運送法とか何とかに引っかかってきますので。そういったところで無償化あたりのあれもできないものかどうかお願いしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

障がいを持った方は優先的に無償で良いと思っております。そういう形で進めますけれど、今、 国交省が申しているのは、ローカル鉄道に替えて地域でのバスの転換を推し進めるとおっしゃいま したものですから。その辺は並行しながら、今できるのはそういう乗っていただくような、無償で も私は交通の足として使っていただければ、空いている所は。ただ、時間が、下校時間が決まって おりますので、わかっていてどこで乗られるか、どこまでしか降りられませんよというのは、十分 周知をしていくということでいきたいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

先ほど国交省の事業の中でと町長はおっしゃいましたけれど、これは道路の交通関係とか、過疎 債の適用に私はなるのではないだろうかと、いろいろ資料を見ながら思っておりますが、補助率の いい方を優先して使うというのは考えられないのかですね。国交省は、普通は道路なんかは 50%ぐ らい前後の補助なんかですけれど、過疎債は 70%の充当率が、100%の充当率で初回の時 70%とい うようなことでありますので、その辺も両方検討して、町の有利なやり方というのは考えられない のかお伺いしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

そういう形で、過疎債は今後取り組んでいきます。

本当に、過疎の目的は、移住定住、人口増でございます。第一の目的でございます。そういう形で、基礎的なものに適用していきたいということで、将来的には公共交通計画でも含めて平行しながら、どっちが有利な財源があるのかどうかですね、財政応援が。そういう形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

次に、過疎事業対策債の活用の中で、農業関係、漁業関係、商業関係、そういった各団体とかに 説明をあらかたされていて、どういう要望があるとか打診をされているのか、まず伺いたいと思い ます。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

各団体とはしておりません。今後、9月まで、6月から7、8、9月といきますので、地域に入って、今、町政懇談会で希望を採っている所が12か所ぐらい来ておりますので、ずっとその辺も回って、その後、農業は部会とかございますので、あとはそういう所の意見もですね、聞いてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

そうしたら、今現在は、そういったことはされていないということでありますが、そういった諸々の要望とか何とかは、ヒアリングとか、あるいは各部会からの要望とか、近々にあったような事例はないのか。もしあったとすれば、それも過疎事業対策債に盛り込んで今後計画をされるのかお伺いしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

農業の方は各部会に毎年 1、2 回ほど協議をしております。そういう部会の代表の方の意見もお聴きしながら、農業関係は私たちもわかりませんので、反映をさせていただきたいと思っております。いちごとか肥育牛部会とか、みかんもそうですけれど色んなご意見がございますので、定期的には協議をしております。こういう事業はどうか、あるいはどうなのかとお聞きになられるものですから。そういうのを特別に、議員さんの意見を聞く前にでも、こっちで先にお聴きをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

私が調べたところによると、いろいろな事業に対しても団体とか個人とかできるようなことが書いてありますけれど、まだそういった具体的な要望とか計画が出て来ていないと思いますが、そういった団体や個人事業主あたりの区別あたりも、個人事業主あたりの取り扱いなんかはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

全体的な国の予算が 5200 億円ぐらいでございまして、割り当てが長崎県に、割っても 100 億円 ぐらいかなと思いますから、全てを網羅して挙げても、今度は県で調整をされますので、重点項目を先に、今回は初めてでございまして、あと 4 年しかございませんので、今は 1 年過ぎているもんですから。だから、5 年ごとに修正をしていきますので、その辺は緊急を要するとか、どうしてもというところから先に挙げさせていただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

ということは令和3年度から始まったということなんですけれど、今年の計画の、今からされる分についても、今実行していない分についても対象になるのかどうかですね、現に去年から挙げている計画も。例えば学校の外壁工事とか挙がっていますね。もう屋根はしましたのでいいですけれど、これから取り組む部分もそういった対象になるのかどうか。その翌年からなるのかどうか。そこを確認していきたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

済んだ部分はたぶん該当にならないと思います。今から計画をして、令和4年度に出して令和5年度からという形で始まるのだと思います。

私が 1 点、訂正を議会でさせていただきたいのは、福祉組合の 5000 万円がどうかなと言っていましたけれど、それがどうも該当にならないようでございまして、今後始める事業、そういう感じで認定が下りるんだなと思っておりますので、今まで終わった分はなかなか厳しい。ただしかし、こっちで取捨選択するのではなく、挙げてみて県がどう判断するのか。そういう形でですね。だから、本当になんでもかんでもということはいかないと思うんですよ。予算の枠がありますからね。その辺もなんとか県にもお願いをします。

実は、国に私が出向いた時に、隣りの大村市と川棚町は過疎ではないのに、どうして東彼杵町は 過疎なのかと言われたんですよ、財務省にですね。だた、これは、うちが働く所がないから若い人 が外に出る、人口が減る、企業もないから財政力が低いから、当然ですね。今まで、ずっと次はな るかなと思っていたら、ハードルがずっと上がっていって、なかなか乗り越えられなかったんです けれど、今回は国会の先生たちもお願いをしまして、総務省、財務省、何回か私も出向いて力を入 れていただきましたので、何とかたどり着きました。本来なら過疎というのは、卒業者がいなけれ ば入学者がいない。これは、財務省が非常にこだわっているのはお金が掛かるもんですからね。な かなか、しかし、卒業者がいないそうです、過疎が良いもんですから。人口とか財政力も上がらな い。

ただ、うちは、今回過疎に指定されたというのは今後一般財源を、先ほど浪瀬議員もおっしゃったように使った事業 70%を交付税で、後年度負担でもらえますので。そういう形で計画をしながら、どこに財源を充てていくのを議員皆さんと協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

先ほど、私が一番聞きたかったのは、今年計画をされている外壁工事が該当してくるのかどうか、 それを1つ聞きたかったんですね。当然、来年は内装工事を、中学校の場合ですね、そういう計画 をされておりますが、今年上げて対象になっていくのかどうかをお尋ねしたかったわけです。結構な金額でしたので。そこはどうなんでしょうか。まだ確認ができていないのかどうか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

副町長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり副町長。

○副町長 (三根貞彦君)

過疎債も起債でございますので、起債の第一次協議は終わっております。第二次協議が 12 月ぐらいに要望調査があるんですよ。あって 3 月ぐらいまでのうちに起債が付くかどうかが県から連絡があるんですけれど。一応計画の中には挙げているんですけれど。一次で余った分が二次というふうなことになりますので、これが果たして起債が付くかどうかははっきり言えないというところがございまして、計画で挙げていますけれど、計画どおりにいくかというとなかなかいかないのが現実みたいでございます。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

私が一番確認したかったのが、テーブルの上に載せているのかどうかというのを、まず載せていないと、そういった起債も決定をしていただけないということがありますので、そこの確認をしたかったわけですね。

先ほど言われた福祉組合の償還金につきまして、5000万円近くあるのも、私があとだって総務省出身の国会議員の先生に確認を取っていただきましたけれど、やはり、一時期補助事業でできた一部事務組合の施設に対しては、それはできないということでありましたので、やはりあの時は町長も、やはり、私も起債の対象になれば良いなと思っていたもんですから喜んでいたわけですが、確認して、はっきり言ってそれは対象にならないということを言われましたので、それはやむを得ないのかなと。道路についても一緒だと思いますね、起債を償還していく分には対象にならない。今から、大野原高原線、先ほど言われた、谷口から国道に通じる道、あるいは鞘ノ原の広域農道から中尾本線の橋とかですね。そういったものが今後起債の対象に、とにかく計画では網羅されていると思いますが、その辺も。あとは道路とか、あるいは去年災害復旧で山田地区に調査に行ったわけですけれど、その時に山田地区の方から、河川の現状を変更して道路も拡幅して欲しいとかですね、そういったものもあったわけですね。その中で、施政方針の中で私もちょっと触れましたけれど、自分も山田地区の道路については拡幅工事も考えながらやっていくような旨の答弁を町長はされましたけれど、そういったところは今回の起債の計画の中には挙げておられないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

山田川の、私が言いました線形を変える事業につきましては、起債事業で、土木の方で計画を挙げて県と協議を進めておりますので、そういう形で進めますが、町道につきましては、大野原高原線や中尾本線とか蔵本 4 号線の道路の改良とか、具体的に、この冊子の 28 ページを見ていただいて、まだ決定ではございません。ただ、全部挙げても全てが先ほど言いましたようにならない。ただ、私が先ほど言いました福祉組合の 5000 万円、5000 万円は単独費でございまして、しかし、その 5000 万円は付かなくても 5000 万円を出した残りの一般財源を他に使う時には付くと。例えば学校にしても、もし新築となった時にはこの過疎債でいけるのではないかなと思っております。もしどこかに、何年後かに過疎がうちは指定を受けていれば、そういう形で進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

先ほど福祉組合の件も出ましたけれど、ごみ焼却場の件については対象にならないということでありましたけれど、そういった障がい者関係とか一部事務組合の負担金がありますよね、東彼杵町の負担も。そういったものは対象になるのではないだろうかと、私は資料を見ていて思ったんですが、そういったところも網羅してしてあるものなのか、対象になるのかならないのかその辺を答弁いただきたいと思います。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

障がい者の支援センターの建て替えについては挙げているんですよ。まだ、皆さんと協議をしながら、あれが良いこれが良いという意見を聞きながら、全ては挙げてはいるんですけれど、全て対象になるかどうかは、先ほど言いましたようにわかりませんが、今後、まだ計画段階でございまして、9月の議会におかけする前に詰めていきたいと思っておりますので、皆さん方のご意見をお聞きしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

それと、今、社会福祉費の中で介護関係が児童健全育成事業業務委託料とか、地域子育て事業委託料に対してもそういった過疎債の適用があるのではないだろうかと、町でも補助をしたりなんかされておりますが、そういった拠出分に対しても対象になるのかどうか。なった方が私は良いと思ってお尋ねをしているんですけれど。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

子育てにつきましても 37 ページに掲げさせていただいておりますので、教育・保育の提供とかひとり親家庭の支援とか放課後児童福祉育成事業とか高齢者福祉とか、こういうのは掲げておりますので、全体的にぼやっとした形でも挙げておけば良いのではないかと思いますが、先ほど何回も

言いましたが、優先順位でしないとなかなか全て細目ごとに全部挙げても厳しいのかなと思っておりますので、とにかく皆さん方のご意見を聴いて、今度は県がどう判断をするかですね、計画を挙げて。

西海市とかにお尋ねをしましたけれど、挙げたものが全て取り上げられるわけではないということで、一応顔出しというか、そういう形で、最初は令和4年度のあれですので、お願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

私も、挙げたものが全部採択されるということは毛頭考えておりません。まずテーブルの上に載せておかないと対象にならない、挙げないと始まらないという想いが強いもんですから、まずそういったものも挙げてあるのかどうかということであります。例えば、そしてまた、各 PTA とか婦人会とか、あるいは老人会、そういう諸々の団体にもいくらか町の助成を、子育てとか高齢者福祉の中で助成をされたりしておりますが、そういったものも係の方で挙げておられるのかどうかですね。そこも確認をしておきたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

副町長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり副町長。

○副町長 (三根貞彦君)

すみません、今日配っているんですけれど、39ページを開けていただければと思います。

浪瀬議員からご質問がございましたのは、たぶんソフト事業の分と思います。39 ページを例に取りますけれど、6 の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の中の(8) 過疎地域持続的発展特別事業というのがございます。全て過疎地域持続的発展特別事業というのがソフト事業にあたります。ソフト事業が全て、先ほどご質問にあった放課後児童対策事業補助金補助事業をここに挙げているんですけれど、全てのソフト事業は限度額が決まっておりまして、基準財政需要額に基づいて計算をするようになっております。それで計算をしました。約 3700 万円がうちのMAX の金額でございます。他にもいっぱい挙げていますので、その中からどれを使うか。MAX3700 万円ですので。そういったことになりますので、今やっている事業は大まかに入れいていますけれど、限度額内でしかできないということをひとつ申し上げておきます。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

今説明いただきましたので、わかりましたけれど、やはり、まず限度額内とかいろいろ自主財源 比率とか、そういうのも含めながら検討されていくものと私も思っておりましたが、最大限に有利 な起債の活用方法を執行部で考えていただいて、もっていただければなと思っております。 それで、旧大楠小や千綿小、旧大楠小は全協で説明があるようなことを聞いていますが、そういった廃校校舎の活用については、今度旧千綿小も含めて大枠でどのような方向性、起債に限らずですね、いこうと思っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

全員協議会で今度お願いをするようにいたしておりますので、何とか活用を図らなければ、使わないと使わないだけずっと古く、校舎も傷んでいく。家もそうでございますけれど、住まなければ段々傷んでいくので、何とか、皆さん方の意見も聴きながら、色んな要望もあっています、売却等も考えながら協議をさせていただきたいと思っております。

先ほど浪瀬議員から過疎債の話があっていますが、過疎債だけではなくて建設、土木の方でも過疎に匹敵する後年度負担がありますので、そういう形で網羅していきたいと思っております。今回は、とりあえず、手上げをするということでご了承いただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

先ほど建設関係の話もされましたけれど、特に、昨今は集中豪雨等で結構被害を受けているところでございます。そういった事業の中で、水路とか田畑そういった農地でないと対象にならないという所もあります。この過疎債の適用によって災害復旧は90%以上とか補助がありますけれど、過疎債の適用で、町単でしかできないような、対象にならないような所なんかも、テーブルも網羅して申請ができないものかどうか。これは対象にならないからということで、逆に地域にとればもっと被害が拡大していくような場所も見受けられるわけですよね。今後、地元の区長さんとか方々からヒアリングも挙がって来ると思いますが、よく言われるのが事業にかからないということで却下されるということがありますので、そういったものができないものかどうかお尋ねします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それをですね、今回私が、今答弁いたしましたが、町道等についての計画 28 ページに挙げておりますが、水路とか河川の問題につきましても、財源があるのにこっちに回したら、こっちのお金を削らなければいけない、普通はそうですね、今日午前中に言いましたように。

そういうことで、今回過疎債ができましたから、こっちを減らさなくても70%の後年度負担があれば全体枠で動けるのではないかと私が判断いたしましたので、小さな所は町単でしても大きな所は過疎債でもっていけば、こっちの予算を削ってこっちに回すということがしなくて良いのではないかなと、総体的に考えてですね。普通、国の予算もそうですけれど、例えば、こっちに予算をどんとやった時にどこかを削らないと、税収の総額は決まっていますもんですから、そういう形で進める。

だから、今回、浪瀬議員がおっしゃったように、過疎があれば全体枠の中で多くの事業ができるのではないかなと。単独で回しても、こっちは過疎債でする。という形で、もし漏れた場合はですね。そういう小さなところでいきたいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

その大枠で、全体を網羅して、結局、各地域から出された要望とかですね。ヒアリングで出されたのを大体総額で、例えば 2000 万円なら 2000 万円出して、それに対して係るものなのか。結局、詳細に亘ってそこを挙げておかないと事業対象にならないものなのか、その辺はどのように位置付けられるのですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

副町長。

○議長(告永秀俊君)

町長に代わり副町長。

○副町長 (三根貞彦君)

ちょっとすみません、28ページを開けていただければと思います。

道路事業で28ページに挙げておりますけれど、個別に挙げたものもございますけれど、例えば、

(1) 市町村道の中の一番下から 2 つ目、そこの辺りは全町内にかぶるような感じで、書き方で計画を挙げておりますので、これが挙げているからといって県が認めてくれる際は県に持って行かなければいけないものですから、起債協議にですね。その時に認められれば起債ができるというふうなことになりますので。ある程度こういった網羅的なことで、各々の計画を挙げておりますので、たぶん、ほとんど入って来るだろうというふうな感じで挙げております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

暫時休憩します。

暫時休憩(午後2時00分) 再 開(午後2時00分)

○議長(告永秀俊君)

休憩前に戻り、会議を続けます。

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

私が一番言いたいのは、結局、過疎債を使うのが有利なのか、又は他の事業を使うのが有利なのか、そこら辺もよく見極めながら今後計画を練っていただければなと思います。

100%近く、90%近く、例えば、辺地対策事業なんかは90%なんですよ。80%なんですよね。そっちで有利なのはそっちでやっていただくとか、取捨選択をですね。していただいて進めていただければと思っております。

次に、平和教育なんですけれど、特に、今、私も書いておりましたとおり、ウクライナでは非人 道的な扱いとか、いろいろニュースあたりで、知る限りで、流れておりますが、子どもたちにそう いった、学年別に応じてしなければいけないことなんでしょうけれど、そういった現実をクラスの 中で話したり、討議したり、こういう時にはどうすればいいのかなということを実際的にされてい るのかお尋ねしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

現在起こっていますウクライナ侵攻については、今、侵攻中でございますので、大体学習というのは学問として成立していきますので、そのことが終わらないと色んな分析とかができませんので、今侵攻中のものについては、現状のメディアとか新聞とか、そういうもので本人が見ること以外は、なかなか授業として取り上げるということは難しいんです。

ただ、NIE といって新聞を活用した教育とかもやっていますので、その中で新聞記事を深く読み取ったりしますが、その断片的なもんですから、それを総合的に突き合わせてということではありませんので、映像を見て悲惨だなというようなこととか、なぜだろう、なぜロシアはウクライナを侵略しているんだろうとか、あるいはなぜ一般の人も被害に遭うんだろうとか。7日にNHKが1,000人の子どもたちにアンケートを取ってやっているんですけれど。本町も同じだと思うんですけれど。子どもは、断片的な情報しか入ってきていませんので、よくつかめていません。一番大きな疑問は、なぜロシアはウクライナを侵攻しているんだろうと、それがよくわかっていない子どもが多いというようなことと、先ほど申しましたように、なぜ国民も、軍隊だけではなくて、国民も被害が遭っているんだろうと、その疑問が一番多かったということでNHKも言っていました。たぶん、そのとおりだと思います。

小学校も国際社会とか国際紛争とかの学習をするのが6年生になってからです。平和学習は4年生ぐらいでしますけれど、国際的なこととかわかってくるのが6年生。中学校では、中学3年生の公民のところで詳しく、このウクライナ以前の色んな各地域の紛争とかありますよね。そういうものも学習するようにして、そこの中では調べたことに対して意見を言ったり議論をしたりという活動はしますけれど。今現在進行中のものについては、なかなかできにくいというのが現状でございます。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

特に、ニュースを見ていますと、フェイクニュース等も流されて、実際でないものを自分たちの都合の良いように流されて、ニュースも流れているのはご承知だと思いますが、そういったものについての判断力を養うというのも、幼少の頃からですね。やはり、だまされたりなんかしないよう

に、やはりそういう常識ある判断力を付けるのも1つの教育の在り方ではないだろうかと思いますが、そういったところはどのような方法でやっておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

これは、今のウクライナ侵攻だけではなくて、色んな情報が正しいのかどうか、取捨選択と言いますか、自分の判断でしなければいけません。そういう力を付けるのが情報処理能力ということで、それは小学校1年生から少しずつ付けていっております。特にネットの時代ですから、色んな情報が入ってきますので、本当にこれが正しいのかどいうか見極め、事実の確認、そういうのが必要だということで、発達段階に応じて計画的にそういう力を付けるさせるようにしております。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

例えば、色んな課題について、クラス、あるいはグループ討議なんかをさせてこの問題について はどう思うのかとしてグループ発表とか、そういうものを試みておられるのですか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

正に、今の学習指導要領に求められているのはそういう力です。まず自分で課題意識を持って自分で調べる。自分が調べて思ったことが正しいのか、他の人はどうなんだろうとかという議論を出し合うことが、今大事だと言われています。色んな意見を聞いて、自分は最終的にどう判断していくのか。おっしゃったとおりの学習活動が大事になってきております。

○議長(告永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番 (浪瀬真吾君)

そういった、学校に限らず、家庭でもそういった祖父母がおられる所は祖父母も交えて、あるいは両親だけの両親にと。そういった家庭でも、そういったお互い子どもと一緒になって、問題解決と言いますか、そういったものについて話し合う場をしているのかどうかという、そういった尋ね方をすることによって子どもたちも家に持ち帰って、お父さんやお母さんと話をする機会もあるのではないかと思いますけれど、そういったことについてはどうなんでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

家庭でどういうふうに取り扱われているかどうかは、実態把握はしておりませんが、非常に大事なことだと思います。常に情報は入ってくるわけですね、テレビでも常に画像が見れる状況で。ただ、その場面だけしか見ていなくて、その裏に、背景にあるものはわかりませんので、そこは大人がやはり教えていくということが大事ではないかなと思います。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

正に、少子高齢化の中で子どもたちは宝であります。そういったことで、正しい判断力を身に着けるために、更に現場の先生方も力を入れていただいて。

最後に1点、私も昨日、教育委員会のホームページを見ましたら、教育方針というところが、クリックしてもなかなか出て来ない。他のところはベラっと出てくるんですけれど。町の小中学校の先生方のコメントなどは出て来るんですけれど。町の教育委員会の教育方針はクリックしても出て来ない。これは何だろうかと思っておりましたので、何か理由があられるのか。私のやり方が悪いのかわかりませんが、他のは全部出て来るんですよね。そこをちょっとチェックしておいて、わかっておられれば、何か理由があればお尋ねしたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

ただいまのご指摘の件については、確認をいたしまして、掲載が見れないような状態であれば見れるようにしたいと思います。

○議長(吉永秀俊君)

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番(浪瀬真吾君)

それと、ホームページあたりもちょっと古いデータとかも載っていましたし、昨年の9月の児童生徒数なんかも。開き方が悪かったのかどうかわかりませんけれど、そういった役場のホームページにしても、そういったところがたまにありますので、担当職員の方、最近の情報を入力していただければなと、そういったことがありますので、よろしくお願いします。以上で、私の質問を終わります。

○議長(告永秀俊君)

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。 ここで消毒のために暫時休憩します。

> 暫時休憩(午後2時09分) 再 開(午後2時11分)

○議長(告永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

それでは登壇しての質問をさせていただきます。

1、重点道の駅及び総合会館周辺の道路環境について。

これは、以前も似たような質問をさせていただいたんですけれど、今年度、重点道の駅が完成するということで、道の駅の全体像が見えてまいりましたので、周辺の環境等も含め、次の点についてお伺いいたします。

①総合会館から川棚方面に向かう場合、道の駅入り口の交差点を右折すると思われるが、道の駅から左折する車が多い場合、右折できる台数が少なくなると思います。そのような場合の対策はどのように考えておられるのかをお尋ねします。

②今年度、当初予算に歴史公園線(道の駅)構造物設計業務委託料が計上されています。内容としては、町営バスのバスセンターから国道を右折するのが困難なため、道の駅の信号を活用し右折するためと聞いています。農民研修センターの方から歴史公園線に橋を架けると聞いていますが、場所や完成時期、構造などについて具体的なことをお尋ねします。

③町道宿8号線は、今年度中に開通すると思われます。彼杵郵便局駐車場の段差解消について以前お尋ねした時は、迂回路ではなく正式な町道となった場合、国交省や公安委員会、建設課や彼杵郵便局の方などと協議をしないといけないと答弁をされていましたが、協議はどのように進んでいるのかをお尋ねします。

2、特定地域づくり事業協同組合制度の活用について

令和2年6月4日、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行されました。その中に、特定地域づくり事業協同組合制度があります。この制度の基本的な仕組みは、地域人口の急減に直面している地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定した時は、労働者派遣事業を許可でなく、届け出で実施することを可能とすると共に、組合運営費について財政支援を受けるこできるようにするというものです。

ただし、この制度を活用するにはいくつかの条件があり、令和3年度東彼杵町は該当しないとのことでしたが、今年度、過疎法に基づき過疎地域に指定をされましたので、該当するのではないかと思われます。

町内で働きたいが、町内には働く場所がないということをよくお聞きします。

この制度は町内の事業者や町内で働きたいという方を繋げる良い制度と思いますが、町として活用する考えがないかお尋ねします。

3、東彼杵町ふるさとカレンダー作成について。

東彼杵町の景観として、丘陵地の茶畑、風情のある千綿駅、大村湾越しに沈む夕日、山間部から 見た大村湾、大村湾から見た山々などが素晴らしいと聞きます。

ただ、住民の方の中には、その他にも素晴らしい場所をご存知の方がいらっしゃるのではないかと思います。そのような方々から、場所の提供を受け写真を撮影し、A1 あるいは B2 の用紙に 3、4 枚程度を掲載し 1 枚のカレンダーにしてはいかがかと思います。

そして、そのカレンダーを全世帯に配布して、できる限り玄関付近に張っていただければ、来客の方などに対し東彼杵町の PR になると思いますが、町の考えをお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、立山議員の質問にお答えいたします。

①番目は教育長がお答えいたしますので、私は1の②からお答えをいたします。場所につきましては、農民研修センター裏付近を予定をいたしております。

構造及び完成時期につきましては、現在、業務委託の発注準備であります。年度内設計完了を予定しておりますので、構造は白紙状態であります。

工事は、設計完了後に予算計上を計画しておりますので、完了は次年度以降になるということで ございます。

次に、③でございますが、現在も引き続き協議中でございますが、彼杵児童体育館及び彼杵郵便 局の利用形態及び新たに建築される第 4 分団の消防詰所を含めた総合的な計画を検討中でありま す。そして、警察等の協議をいたしておりまして、町道にもしあそこを指定したら、ちょっとでも そこの敷地に止めれば駐車違反だと。そして交差点で事故があれば中央部に右折できないようなポールを置くという厳しい指導があっております。今後検討する余地がありますので、しばらく時間 があると思います。よろしくお願いします。

次に、②の特定地域づくり事業協同組合制度の活用についてでございますが、この制度は総務省 が創設した人材の地方回帰の土台として雇用の場を作るための制度でございます。

簡単に言いますと、地域において人材派遣事業を行う協同組合の設立を支援しますといった事業でございます。地方の人口減少対策の課題として、年間を通して働く場がないことが挙げられます。この制度により、一事業体では通年雇用ができませんが、地域の産業を組み合わせて一年間働ける仕事環境を作り、一定以上の給与水準も確保することにより、安定した雇用を創出し、地域の担い手育成を図ることを狙った制度でございます。

実施するためには県知事の認可が必要となりますが、労働者派遣法による労働者派遣事業については、届出で実施可能となります。財政支援といたしましては、雇用者1人あたり年間およそ400万円の給与を支払えるように、半分を国と自治体とで助成をいたします。対象経費の上限額は、派遣職員人件費が年間で1人400万円、事務局運営費が年間600万円でございます。

課題としましては、マルチワーカーの派遣先、これは事業者を確保いたしまして、組合設立に向けた合意形成を図ることができるか。事務局職員は確保できるか、JAや商工会との連携協力体制を確保できるかなどが、様々な課題がございます。まずは、地域内の事業者で話し合いが進み、事業組合設立への可能性が出てくれば、この制度を活用して支援をしてまいりたいと考えております。

次に、3番目のふるさとカレンダーの作成についてでございますが、近年のスマートフォンの急速な普及や、ICT の発展から地方情報発信はインスタグラムなどの SNS による情報発信、動画配信などデジタル化に力を入れているところです。時代がデジタルトランスフォーメーションに向かう中にあって、今後の町の PR 手法に対する考え方もデジタル化を積極的に推進する考えでございます。議員がおっしゃるような、まだ知られていない素晴らしい場所の情報提供があれば、町担当者や地域おこし協力隊が写真や動画を撮影し、広く紹介したいと考えています。

よって、ご提案のカレンダー形式で町を PR する場合には、紙ではなくデジタルの方向で進めていきたいと考えています。これは、各家庭ではなくて今度、道の駅の情報コーナーで、そういう考え方もしております。画面で映し出すということですね。ドローンを使ったりして、景色を撮って

見せるような形です。カレンダーのことは今のところ町としては考えていないというところです。 よろしくお願いします。登壇しての答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

それでは、立山議員の1番目のご質問にお答えします。

立山議員がご指摘のとおり、道の駅出入口の交差点を総合会館から右折する場合、道の駅から川棚方面への左折車が多い時には総合会館から大村方面へ右折できる車の台数は限られてくると考えられます。また、車の台数がどちら側からも多い場合は、1回の信号待ちでは通過しきれない車が多くなり混雑が想定されます。

そこで、信号機の通常の青信号とは別に、道の駅側からの左折の矢印青信号を表示した後に、時間差で今度は総合会館側からの右折の矢印青信号を表示できるようにできないか。警察にお願いできないかなと考えております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

まず最初、道の駅の交差点の信号の関係からお尋ねします。教育長でも町長でも結構なんですけれど、今現在、青信号の時間がどのくらいかはご存じですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

青信号の時間は計ったことはありませんが、そう長くはありません。私たちも歩道を使いますので、そう長い時間、青にはなっていないと思っております。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

私も計っていませんのでよくわからないんですけれど、ちなみに道の駅から役場方面、川棚方面 に左折ができる台数は何台程度と思われますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

それもよく、台数も数えていませんけれど、4、5台は行けると思っております。

 \bigcirc — \triangle —

もっと行ける。

○町長 (岡田伊一郎君)

もっと行けますかね。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

私がずっと見ていた時は平均して6台か7台は何とか行けるんですよ。ただ、郵便局側から歩行者が渡る場合はものすごく短いんですよ。それこそ2台行ければいいかなというぐらいです。

私がこれをなぜ考えたかと、思いついたのは、今、コロナの影響で総合会館で色んな催しものがあっていないかなと思うんですけれど、今後、土日とかに行われた場合、道の駅も土日はたぶん多いんですよ。今後どんどん増えるかなと思うんですよ。そうしたら、5、6台はすぐ並ぶのかなと思います。そうすると、右折する車が出ることができないのではないかなと思いまして、これを聞いて質問したんですけれど、教育長は右折の矢印が出るようにしたいとおっしゃれたんですけれど、それは警察や公安委員会の方とかにお尋ねをされたんですか。

○議長(吉永秀俊君)

教育長。

○教育長(粒﨑秀人君)

まだしておりません。今時点での考えです。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

ということは確実ではないということなんですかね。もし右折の矢印ができませんとなった場合の対策は、何か別に考えていらっしゃいますか。

○議長(告永秀俊君)

町長が答弁しますか。町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

今から警察にお伺いをしなければならないんですが、公安委員会が決めることでございますが、 右折の矢印もあるんですが、信号でこっち側が赤でもこちら側が青と取れる所もあるそうです、2 つある所はですね。そういう方法も考えるし、やはり、道の駅の混み具合も考えて、実情を警察の 方にお願いに行って、何とか時間を調整できるように。信号機はコントロールできるそうですので、 時間がですね。だから、そういう形で、混み具合によっては、土日なんかはどうしてもこっちが出 れないということでございますので。朝から、実は道の駅の方に出荷される方のために、役場の職 員は右折して、郵便局の所がちょっと渋滞ができるもんですから、なるべく高尾石油の方から回っ て一部はこっちの若松屋さんの方とか止めるように、台数の努力をしておりますので、今後、全て が開通していませんので、その前に、道の駅がオープンする前に進めて、検討してお願いは行きた いと思ております。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

一つ一つできるのかできないのか早めに確認をしていって、これができるこれはできないということがわかれば、もしこういうことがあった場合ですね、着工できるのかなと思うんです。

あと1つ、今の総合会館からの出入り口がありますよね。あそこも、出入口の前の所に信号機は付けられないんですか。もし付けられるのであれば、総合会館から出る時に半感応式で青になって

右に出れるというふうにできないんですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

実は、それもお願いというか、まず図書室がある所の信号機をまたお願いに行ったし、向こうもそうでございますけれど、あまりにも距離が近すぎて、それがどうしても受けられないということでございます。もう一回話はしてみますけれど、信号機と信号機の間が近すぎるということが非常にネックになっておりますので、話はしてみます、どういう形になるかですね。できるかできないかわかりませんが、そういう実情を、話をまた再度、署長も変わられたので行ってみたいと思います。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

以前、町長が郵便局の前と、今のですね、郵便局の前の信号機が無くなった時に、郵便局の前と 今道の駅の信号が 50m以内だから駄目ですと言われましたというふうに答弁されたことを覚えて いるんですよ、私。

今の総合会館の入口から今の道の駅の信号まで測っていませんけれど 80mから 100mぐらいあるのかなと思うんですよ。ですので可能性はあるのかなと思うんですけれど、そういうところをもしされるのであれば、もう一回確認をされて、本当に 50mというのが本当に基準なのかどうかですね。その辺は私よくわかりませんので、その辺を確認されて進められていったら良いのではないかと思うんですけれど、いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

総合会館の所が、もう道路の交差点ではないものですから、そういう話もありましてなかなか厳 しいと思うんですけれど、お願いはしに行きます。行きますので、今ここでできるできないという のは発言はできませんのでよろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

わかりました。

それでは次の歴史公園線の構造物に移りたいと思います。

農民研修センターの裏というのは当然わかっているんですけれど、農民研修センターの前を通らせるのか、例えば後ろを。今、シルバー人材センターの駐車場があるかなと思うんですけれど、あちらを通るのか、その辺は決まっているんですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

私が今考えておりますのは、運動場をつぶして、向こうの奥の方から入るということで考えております。これも、まだ議会最終日に全協でお願いしていますので、そういう関連がございまして、後でご説明申し上げますけれど、学童をですね、違う場所にできないかどうか、今、話を進めておりますので、それも含めて総合的にする考えで。奥から行かないと、先から行っても、もう並んでいたら入れないんですよ、バスでも。やはり、並ぶ前に町道の歴史公園線の後ろの方から入らないとですね。そういうことで、グラウンドをつぶして、私の考えでは入るような形に考えております。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

そうしたら、裏の方から、今の学童保育の一部グラウンドを通って、どっちかそこをなくして、 シルバー人材センターの駐車場になっていると思うんですけれど、あそこの方からということです ね。

橋を架けるということを聞いているんですけれど、川がありますので。要するに1車線なのか2 車線なのか。例えば、バスセンターから道の駅側だけに行けるようにするのか、道の駅側からもバ スセンター側に来れるのか、交互にですね。されるのか。その辺は決まっていますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

2 車線と言いますか、橋にするか郵便局の所にボックスカルバートにするか、今、構造物の設計の発注をしてどういう方向になるか。先ほどお答えしましたように発表ができませんので、設計の状況を見ながら、今委託をしているもんですから。そういう形で決まったらお知らせをいたしたいと思います。ただ、おっしゃるように2車線、出会いできるようにですね。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

これは、一般会計の時に、3月に聞いたんですけれど、その場合、町営バスだけなのか普通の一般の車も通って良いのか。その辺はどうなりますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

信号機が無くなった時から、バスもそうですけれど一般の方も、今学童の方も右折が非常に厳しいとおっしゃるものですから、信号機を利用しながらの右折、左折は当然行けるのではないかなと思っています。よほど渋滞しない限りはですね。一般の方もその道を使って、交通安全になるようにそっちの方を利用させていただきたいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

その一般の車が通る場合なんですけれど、ちょっと考えられるのが、道の駅で左折をするのに車

が並んで、例えば時間が掛かるということで抜け道的に通って、今の図書館の前で左折をして出て 行く車が増えてくるのではないかなと思うんですけれど、そういうところは危険な部分が増えるか なと思うんですけれど、そういうところを考えられないですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それを考えますと、先ほど立山議員がおっしゃったように、もう完全に渋滞してしまいますね。だから、そこに用事で来られた方はそう行かれますし、道の駅に来られた方が左折を、抜け道になったにしてもこれは自己責任でそういう形で考えながら通行していただければなと。そうしたら、そこを全部閉めてしまう、危険性があるからと。ますますこっちの信号機が数台しか通れないようになるのではないかなと思います。左折は総合会館も私が考えていますのは、千綿方面に左折する車はもう1つ向こうの入口を空けさせていただいてそっちの方に逃げるという形にしないと。ちょっと、そこを規制したら厳しくなるのではないかなと考えておりますので、そういうのは本人の判断に任せてお願いをしたいということでございます。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

大体、内容はわかりました。

次に、彼杵郵便局の駐車場の関係でお尋ねです。各機関と話をされているということです。その中で課題が出ているみたいなんですけれど、1つずつ聞きたいんですけれど、これは以前は国交省や公安委員会、建設課、郵便局等と協議をしなければいけないということで答弁はされたんですけれど、国交省とまずされたのですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

警察と協議を先にしていまして、先ほど言いましたように、そこを町道で認定して一周回すとするじゃないですか、郵便局から回って出る。そうしたら、そこに車が止められないようになるんですよ。今みたいに途中にこうですね。町道の敷地を区域設定すれば道路交通法が適用されますので、今のところは児童体育館の敷地内で郵便局内に入るということですね。

通常、私が考えておりましたのは、元々店と言いますか、コンビニもそうですけれど、国道から直接本来なら道を設けて、どこも、施設はですね、入る状況なんですよ。どこを見てもらっても、今のところは郵便局さんが町の敷地を利用して、たまたま駐車場に止めているということでございますので、その辺もまた段差の問題もございますけれど、駐車の問題もございますから、町道にしていいものかどうかというのは、今、協議を続けております。警察はかなり難色を示しております、町道にすれば交差点にもなるし。その辺がどうかなということで、今、はっきり今日回答はできませんけれど、私が今思っておりますのは、本当にどこの店も国道から、例えば2か所というなら全部そうですよね。郵便局も、本来なら国道から直接入る入口があれば一番良かったんですけれど、昔の役場が土地の協定というか借地で貸している所の約束ができておりまして、そういう形になっ

たんだろうと思います。しかし、昔、そこの児童体育館を作る時には、県がフェンスというか、付けなさいという条件で、今、ポストを埋められていますね、立ち上げるやつが。あれが本来の姿だったもんですから。その辺を考えながら町道にするか、そのまま敷地をどういう形にするかですね。あと駐車場でございますので。今、町が郵便局に貸している段階でございます。昔は、郵便局は官の郵政省でございましたけれど、今は民になりまして、そういう会社といいますか、自分の事業の中でしておりますので、その辺の協議をしなければいけませんが。私が考えますのは、本当に店は自分たちで道路から直接駐車場に入る。コンビニも全部そうですよね。今、郵便局は、たまたま町内の役場の敷地を通って駐車場に行っているというだけでございますので、そこを町道にすればと私は思っていたんですけれど、警察がどうしても厳しいような回答をいたしておりますので、どう対応をしていくのか検討をさせていただきたい。もう少し時間をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

そうしたら、以前町長が言われたのが、町道になれば可能性はかなり高くなりますと言われたものですから、私も聞かれた時そういう答えを、郵便局を利用される方に言っていたんですけれど、 実際の問題として、警察、公安委員会か警察かわかりませんけれど、の方で町道にした場合は難しくなるという見解が出ているということですね。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

町道にする時には段差の高さに舗装は高さをもっていけるものですから、町道から駐車場に入る形が、すぐできるんじゃないかなと。ただ、全部入口は解放できませんけれど、2 か所か 1 か所ぐらいですね。もうちょっと駐車場を広げて土地を郵便局が借りていただければ、そういう形でする方法があったものですから、町道にすれば、舗装圧を上げて、段差の解消に繋がるのではないかと思っておりましたので、そういうことで町道に回せば良いのではないかなと思っておりました。警察がそういう状況で、なかなか協議が進んでおりません。町道でもしできなければ、段差解消のためには、あそこにスロープか何か作るしかないんじゃないかと思っております。町道だったら、私がさっき言いましたのは、高さを段差の高さに町道を上げるという形で進めるという方向で考えておりました。ただ、警察との協議が難航をしておりまして進んでおりませんが、しばらく時間を頂いて、町道でできなければどういう方向でいくか。また、違う方向を考えなければなりませんので、段差解消は、そういう形でお願いをしたいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

わかりました。町道にできない場合は、何らかの方法を、別の方法を考えていただけるということで。以前、町長が言われていたことは、児童体育館の駐車場になっていますので、段差が絶対なければいけませんよという答弁をされたんですよ。だから、町道になれば、そこがきれいにできる

のではないかなという形で言われたものですから、町道になるのかなという話で私はずっと思っていたので、町道にもしできなければ、別の方法が考えられるのであれば駐車場は失くして、できるのであればそういう形でもちろん進めていただきたいと思いますので、そういう考え方でよろしいですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

駐車場に町の土地を貸しています、確かに郵便局の方にですね。貸していますので、町道であればというならそういう形で、町道から直接駐車場に入るのは、どこも国道から店は全部、直接間口を2か所ぐらい設けて入っておられますもんですから、そういう話をさせていただきました。もし、町道が、警察が許可が下りないとなればですよ。無理やり町道にしていった時に、先ほど言いましたように事故が起きた時には、今度はそこもどういう、皆さんの責任になるのかなということで。駐車も駐車違反で取り締まりをするということでございますので、今のところ、混んでいる時には止めていますからですね。

それともう1点、消防の4分団詰所を今度新築いたしますので、緊急の時にこっち側からも出なければいけないと思いますので、どういう形になるか、信号機だけではなくですね。その辺も検討をしながらどういう方向でいくのか。主体的に、町が段差の解消を先にするのではなくて、郵便局と協議をしながら、郵便局の利便性のためにするということで基本的に考えておりますので、そういう経費の問題も発生してくるんだろうと考えております。町道が決着すれば、町道で良いとなれば町道でしますけれど、私が最初に回答しましたようにですね。その辺、時間を頂きたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

難しい質問かもしれませんけれど、道の駅の完成ぐらいまでには何とかわかるみたいな感じ、も うちょっと、例えば1年ぐらいは掛かるかなと、そういうのは今の時点でわかりますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

実は、道の駅が少し遅れていまして、まだいつ完成とは言えないということでございまして、少し延びます。その辺もありますけれど、こっちはこっちでまた検討して、信号機の問題もございますから、警察の方に再度出向いて行って協議をすると。先に進めて行きます。道の駅の完成の関係もありますけれど。こっちも先行して警察とかにも出向いて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

わかりました。そうしたら、しばらく掛かるということですね。

次、特定地域づくり事業協同組合の関係でいきますけれど、これは、実は3年度、私も良くわからないんですけれど、農業新聞を見ていたら良い制度があるなと思って、県庁の方に一旦電話を掛けてみたんですよ。そうしたら、東彼杵町は該当しませんと簡単に言われたんですけれど、なぜですかねと言ったら、過疎地域ではないですよとその時言われてですね。一番大事なのは過疎法で指定されていなければできませんというふうに言われたんですよ。今回、4年度過疎地域ということで認定されたんですけれど、基本的なことなんですけれど、東彼杵町でもこの制度は活用できるということで間違いないですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

過疎に指定されればできると思います。

○議長(吉永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

それであれば、やはり、進めていただきたいなと思うんですよ。なぜかと言うと、町長も言われていたんですけれど、元々これは総務省が進めらているんですけれど、地域おこし協力隊とかでこられた方が、自分で仕事を起業できない方などが任期済んだ後、別の所に戻られるとかですね。そういうことをなるべくなくそうという形で、そういう方たちのために、ためというか、そういう方たちが働ける場を作られたというふうに総務省の方では言われているみたいなんですよね。

東彼杵町としてもそういう方がいらっしゃいますし、農家、特に農家ですよね、1年中仕事がない方、そういう方を、別の建設業とかそういうところで働けるようにして、1年間で決まった収入を頂ければということで、この制度ができていると考えていますので。

町長は先ほど言われましたけれど、どこか町内でそういう所があれば考えたいということなんで すけれど、どこかそういう所を考えていらっしゃいますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

実は、今年の5月1日現在で五島市が令和3年3月12日に設立しまして8名雇用をされております。壱岐市が令和3年10月に設立されて2名。今のところそこでございまして、4年度以降の認定に向けた動きが平戸、新上五島でございます。そして、検討中が長崎と島原と小値賀となっております。

東彼杵町につきましても、農業だけでは年間通じてというのは厳しいから、色んな建設業とか何とかしなければいけませんけれど、まず、ネックになりますのが、事務局運営費が年間で 600 万円ということになっているんです。1人しなければいけませんので。その辺のこともどうかなと思っておりまして、うちに、果たして1年間の仕事をそれだけできるのがあるのかどうか。これはまだ、先ほど言いましたように商工会とか JA と協議をしなければいけませんけれど、そういうのをまず検討して協議をさせていただきたいと思っておりますので、直ぐに取り組みますということがちょっと言えない状況でございます。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

今、町長が、3年度五島と壱岐と言われましたが、対馬と雲仙もされているみたいです。3年度に4つですね。たぶんその中で、一番東彼杵町で近いのが、壱岐市とか雲仙なのかなと思うんですけれど、もし、町内で取り組むのは、まず取り組む事業所とかがわからないかもしれませんけれど、視察とか町の方で行くような考えはないでしょうか、されている所に。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

今のところは、そういうあれがまだ進んでいないんですが、確かに、おっしゃったように対馬や 雲仙も今年の3月22日に認定年月日をされておりますけれど。やはり、先ほど言いましたように 年間通して事業がある、派遣事業みたいなものでございまして、シルバーさんみたいな事業になる んだろうと思います。そういう形で、経営ができるかどうかもまだ。年間通して事業がこの町にあ るのかどうかその辺も検討させていただかなければいけません。まず今後、今、質問がありました ので研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(告永秀俊君)

2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

わかりました。できればというか進めていただければと私は思っておりますので、その辺は要望 しておきます。

最後になります東彼杵町ふるさとカレンダーですね。

先ほど、デジタル化ということで、この紙媒体ではなかなか今からは流行らないよという感じで言われたんですけれど、道の駅に、例えば先ほど映像を流すような形で言われたんですけれど、道の駅にいらっしゃった方は見られるのかなと思うんですけれど、道の駅に来られない方は見ないんだろうと思います。

それと、私も町の PR ということをメインで考えていたんですけれど、住民の方のまちづくりに参加できる企画にもなるのかなと。子どもからお年寄りの方までですね。誰でも自分が知っている、自分しか知らない場所とか、そういうのをあるんだよというのを皆さんに知ってもらうと。カレンダーにして欲しいと私が思ったのは、例えば、毎日、毎日かどうかわかりませんけれど、見る時にこの写真は私が教えてやったんだよ、この場所と。見る人に言えるんじゃないかなと思って、そういう場所を、そういうものを作ってはいかがかなということで考えて、今回質問をさせてもらったんです。

実際、カレンダーを作るのに印刷屋さんの方に聞いたら、一部 100 円は掛からないだろうということで、全世帯、もし配った場合、配布した場合も 3,000 世帯と考えて約 30 万円、30 万円は掛からないだろうということでしたので、一般的にこの 30 万円というのが最終的に多いのか少ないのか私が判断できませんけれど、住民の方が参加できるイベントとしては大丈夫じゃないかなと思いましたので考えてみたんですけれど、その辺を考えた時にいかがですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

知らない所を知名度アップのために皆さんにお知らせするというのは非常に良いと思いますが、 カレンダーというのは毎年作らないとよくないもんですから、映像だけでなんとかコマーシャルを 打てないかなと思って。

実は、隣りの嬉野市さんは芸妓さんのカレンダーを作られて、嬉野市は作られているんですよ。 それで、それはなぜかというと、嬉野市に来られて芸妓さんの芸を見る、ホテルに泊まってもらっ て。それにふるさと納税でそれを付けて希望があればやるということで広められております。各家 庭に配るのではなく、もし使うとなればそういうことでふるさと納税の中に入れてどういう形に、 カレンダーだけでは返礼品になりませんので。嬉野市はそういうことで、芸妓さんのカレンダーと 嬉野市に来て泊まって、ツアーというか経験をするという何万円かの返礼になるんでしょうけれど ね。

そういう形のカレンダーを作っている自治体もございますので、今後、そういう形がどうなのか検討して。家に、各自に配るのではなくてそういう使い方ができないものか検討したいと思っております。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

今、町長が言われるプラスアルファと言いますか、そういうものがあればそういうものでやって いただければと思います。

ただ、住民の方が参加できると言いますか、町のまちづくりに自分が参加できたなというようなイベント的なものは何かは考えられた方が良いのかなと思いますので、今後そういうものを考えて進めてもらえばと思いますので、これで私の質問は終わります。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

実は、皆さん、若い人が SNS で、うちの町に色んなお店ができているのを発信されているんです、 既に。今度、また昔のルート 34 の所にも緑茶でしたかね、そういうピザとか何とかも含めて、市 外の方も立ち寄られて結構広めていただいているんですよ。一ツ石にも五島うどん屋さんもあるし、 瀬戸はソリッソリッソ周辺もありますし。そういう形で、知名度というかそういう発信も他所の人 からもお聞きして、東彼杵町は凄いなとおっしゃっていただきますので、そういう形も利用させて いただいて、どういう形で町を広めていくのかですね。

10年間で、本当に400人ぐらい移住者の方が増えているんですよ、家族も含めて。だから、そういう形で広めていって、田舎は田舎なんですけれど、小さな町で小回りは効くもんですから。今後、色んな手法を皆さん方からの提言を聴きながら検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

以上で、2番議員、立山裕次君の質問を終わります。 暫時休憩します。

暫時休憩(午後2時57分) 再 開(午後3時07分)

○議長(告永秀俊君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に6番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

先に通告しておりました3点について質問をいたします。

まず1つ目が、国民健康保険税について。

2018 年度に国民健康保険制度が都道府県単位化されてから 5 年目を迎えました。都道府県単位化された制度のもとで、都道府県は、毎年国が定めた方式に基づいて市町村標準保険料率を計算して市町村に示し、市町村はそれを参考にして実際の保険料(税)を決定する仕組みとなっています。標準保険料率は、保険料(税)負担を抑えるため、市町村の一般会計からの一部を除き繰り入れを行わないことを前提にして計算されるため、多くの場合、市町村が定めている実際の保険料率より高くなっており、これに合わせて改定すれば多くの市町村で値上げになってしまいます。

都道府県単位化される前の 17 年度には、全国 1,736 区市町村のうち値上げした自治体は 270 しかありませんでしたが、18 年度は一気に 559 に増加、19 年度は 448、20 年度は 424 と、多くの区市町村で値上げが続きました。21 年度はコロナの影響による受診控えなどで医療費支出が少なかったことや、コロナ危機で苦しむ家計への配慮から値上げを控えた自治体もあったことから、値上げ自治体は 259 と少なくなりました。22 年度はどうか、まだ保険料(税)を公表した自治体が全体の 4 分の 1 に満たないのに、昨年度値上げした自治体 259 の 77%に相当する 199 の自治体がすでに値上げを決めています。

下記について伺います。

①昨年度より東彼杵町はどのくらい値上げ幅になっているのか。②国保税の滞納世帯はあるのか。 ③滞納世帯への保険証の交付はどうなっているのか。④子供の均等割(未就学児)についてはどうか。 ⑤国保税の申請減免制度はあるのか。

大きな2番目です。特定健診状況結果報告について。

特定健診については、年3回計画され、生活習慣病のリスクを早期発見し、予防改善へとつなぐ 大切な健診であり、医療費を極めて下げる効果があると位置づけられています。

下記について伺います。

①国民健康保険の対象者は何歳から何歳までか。②34 地区あると思うが、目標達成地区は何地区か。先般結果は出しておられます。この中では受診率は73%以上ということでされています。③区長会での受診勧奨依頼をされたのか。④健康ほけん課長は出席されていたのか。

大きな3番目です。施設園芸(簡易ハウス)に応援をということで、今、新規事業をする場合、 国や県の補助金は、認定農業者3名以上やポイント制の活用などのいろいろな条件がついている。 10 a 当たり何百万円もかかるために簡単には手が出せないと聞き及んでいます。

今、東彼杵町は、道の駅が広くなり交流人口が多くなってお客さんを迎える体制ができつつあります。

そこで、1人でもできる野菜作りを、簡易ハウスを通じて自給や販売を広めていく必要があるということで予算化もされ、5月の広報紙の中で簡易ハウスで野菜を作ろうと応募者を募っております。

下記について伺います。

①補助率はいくらか。②申請者の年齢制限などはないのか。③計画予算枠はどの位か。

以上、3点について、登壇からの質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。

まず、国民健康保険税でございますけれども、①のどのくらい値上げ幅になったかということでございますけれど、令和4年度の税率は、令和3年度と同じでございますので値上げはしておりませんが、今年度から未就学児の均等割を半額にいたしておりますので、実質的には負担減になるものと思っております。

次に、国民健康保険税の滞納世帯でございますが、滞納世帯はございます。これが、数字まで発表して良いかどうかわかりませんが 47 世帯滞納がございます。

それから、子どもの均等割はどうかということでございましたけれど、先の3月議会で未就学児 の均等割を半額とする条例改正をご承認いただいたところでございましたので、今年度課税分から 適用いたします。

国保税の申請減免制度でございますけれど、生活保護を受けるような生活困窮世帯に対する減免など、申請減免制度を設けております。また、明日、国民健康保険税条例の一部改正条例を専決処分しましたことをご報告申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に係る減免制度を今年度も整備をいたしております。

次に、特定健診状況結果報告でございますけれど、対象者の年齢でございますが、0 歳から 74 歳までなっております。受診率につきましては、73%以上の目標を達成地区は 10 地区、報償費が 10 万円です。それから前年比 10 ポイント増かつ受診率 50%以上が 4 地区、報償費が 5 万円です。同じく 5 ポイント増かつ受診率が 50%以上は 6 地区、報償費は 1 万円です。令和 4 年度目標受診は 74%でございました。

次に、区長会での受診依頼でございますが、4月に区長会で受診を呼びかけております。そして、 また④の健康ほけん課長の件ですが、4月区長会に健康ほけん課長は出席をいたしております。

次に、施設園芸でございますが、①の補助率につきましては、広報ひがしそのぎ5月号にも記載をしておりますが、基本補助率は5分の4以内で、上限事業費が30万円。補助額が24万円です。また、ハウスの面積も100㎡までを補助対象といたしております。②の年齢制限でございますが、年齢制限はありませんが、町内に住所を有し、経営耕地面積10a以上、又は年間農産物販売額が15万円以上を目指し、農業経営を行う人が対象となります。③の計画予算枠でございますが、これは

予算書にも記載いたしておりますが、当初予算として 96 万円、24 万円×4 戸を計上いたしております。

滞納者への保険証の交付につきましてを漏らしておりましたが、国民健康保険法により、保険税を滞納している世帯には、被保険者証の返還を求め、法令に基づき保険証の有効期限を短期間に設定した短期被保険者証を交付することとされております。短期被保険者証の発行の機会を利用して納付相談にも結び付けているところでございます。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

この健康保険税につきましては、先ほど都道府県化単位されてから5年目を迎えます。その間に 色んな市区町村があるんですけれど、国は大体区市町村が一般会計からの繰入予算をしないような 方向性だったらしいと思います。この間に色んな市町村の中で格差が広がって、県単位で、これが 保険料率をある程度決められて、それを市町村にするということで、やはり、この頃はこの保険税 で結構高くなったなという人たちが増えてきているんではないかと思っております。だから、以前 は、滞納世帯に対しても払いたくても払えない、病院にも行けない、こういった人たちが何年か増 えてきつつあるのではないか。実感して、ちょっと高くなってきたなと実感を受けております。

しかし、この東彼杵町の場合は、一般会計からの繰り入れ辺りをしてもらっているじゃないかと 思いますけれど、いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

本町は一般会計から繰り入れるのは、そういう保険の方には適用しておりませんので、今、国民健康保険税の中でやりくりをしているところでございます。基金も少し溜まっておりますので、どうしようもない時には、本町は基金から対応できるのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

今、滞納世帯については 47 世帯あるということで、昨年までの 1 年ぐらい前から、前回だったか、前回は 0 みたいな感じだったんですけれど、この 47 世帯増えた原因というのはどう思っておられますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

47世帯、令和3年度分の滞納されている世帯数でございます。世帯数が0ということは、申し訳 ございませんけれど、100%の収納率ではございませんので0世帯とは間違いでございます。世帯 数的には、徴収率も令和3年度は昨年度に比べて若干上がったんですけれど、あまり世帯数的には 変わっていないのかなという印象を受けております。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

そうしたら、滞納世帯に対しては、今短期保険証をされていると思いますけれど、短期保険証の中でも半年なのか3か月なのか、そこの辺りの区切りはどうかお答えをお願いします。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

短期保険証で、どのくらい経過した時にというご相談かなと思っておりますが、短期保険証というか1年以内、それで納付が全くない時には資格証明書の発行となっておりますので、今のところ1世帯のみとなっているところです。以上でございます。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

間違いではございませんが、私が申し上げましたのは、1か月の短期保険証は29世帯ですね。そして、また1か月その人たちが滞納した時は資格証明書というのがありますので、その人が1世帯という意味でございます。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

そうしたら、その資格証明書が発行される場合は、年に2回ぐらいはおそらくと思うんでしょうけれど、役場の窓口の方に持って行って作ってもらうというような形になりますか。1年の資格証明書みたいな感じになりますか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

この資格証明書は、1年以上納付が全くなくて納付相談にも応じない世帯に資格を証明する方法で交付をいたしておりますので、これでまたどうなるかというのは健康ほけん課長の方にお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長(氏福達也君)

資格証明書に関しては、期限が来ましたら再度窓口の方においでいただいて、その都度の交付という形にしかなりません。先ほど町長の方から説明がありましたように、その発行の機会を通じて

滞納者の方との納税相談とかそういった機会の創設という形にもなりますので、窓口での発行という形になります。以上です。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

そうしたら、この④の子どもの均等割、これを今半額にしているというお答えだったんですけれ ど、近くの川棚とか波佐見とかはそういう形にしておられるのか、よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

未就学児の均等割の半額は令和4年度から始めるんですけれど、こちらは全国的な取り組みになりますので、波佐見、川棚の状況は調査しておりませんけれど半額にされることと思っております。 以上です。

○議長(吉永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

特に、この頃はこの国民健康保険税が高いという、先ほども言ったように高いという実感を受けている方が多いと思っております。それで、一番、健康保険税を少なくするためにはどうしたら良いのかということで、この特定健診状況結果報告についてと併せて話を進めてまいりたいと思います。

ただいまから、特定健診状況結果報告のことについて聞いてまいりたいと思います。

先ほど、この特定健診は、国民健康保険の対象者は 40 歳から 74 歳の方たちが全体で 1,475 名入っておられると思っております。今回、この今月号の広報の中に特定健診受診率 73%を達成された地区を表彰されている写真と、そういったところは載っております。

特に、34 地区ある中で、今回受診目標率 73%達成されたところが 10 地区あるということで載っております。また、受診率 50%以上で前年比 10 ポイント以上の地区、4 地区あります。やはり、もっともっと今 34 地区ある中でこの 10 地区が受診率表彰あたりに入っておられるんですけれど、今までの、過去の中でこの保険率をもっと下げるためにこの健診の状況を区長会あたりで受診して欲しいということで要請されて欲しいということで、今まで健康ほけん課長あたりも区長会も出席されていたという話を受けましたが、その中で健診の受診率なんかを、結果報告はされておりますか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

結果報告をいたしまして、表彰を執り行っております。

ただ、尾上議員にお話をしたいんですが、区長会だけではなくて健康推進員が各地区にいらっしゃるんですよ。その方が特定健診を受けましょうという旗とか何とかを各地区でされておりますので、区長会も当然でございますが、その方たちのご協力を呼びかけて、何としても受診率を上げて医療費を削減して国保が上がらないように協力を願っておりますので、地区にそういう推進員にお願いを、辞令を出させて、おられますので、そこで町も総力を上げてお願いをしているところでございます。ただ、受診というのが強制ではできませんので、本人さんが受けていただくのを待つしかないということです。以上でございます。

○議長(吉永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

この34地区ある中で10地区が表彰、73%以上達成地区ということで載っているんですけれど、34地区ある中で10地区は少ないのではないかと私は思っております。というのは、やはり、1年間に3回ぐらい健康診断をされる機会があると思うんですけれど、やはり、健康保険料が高く感じている方が多いですので、是非とも特定健診受診を徹底して区長会とか、色んな場で広めていかなければ、10地区ぐらいの達成率では少ないのではないかと思いますので、今回質問させていきました。

実際、国民健康保険税が、やはり高くて払えない人たちが払えないと、後回しにされる方が話を聞いてきますと増えているのではないかと思いますので、よろしくですね。この区長会とか健康推進員さんたちを徹底してお話なんかをされて、ここが一番大事なんですよと。健康が一番大事なんですよと、要望を含めて徹底されてお願いしたいということで2つ目を終わりたいと思います。

そこの中で、町長、先ほど言いましたように受診率を上げるため、国民健康保険税率を下げるためによろしくお願いしたいと思います。

そうしたら、3つ目の施設園芸(簡易ハウス)応援をということで、今度の5月号で簡易ハウスで野菜を作ろうということで募集されております。募集期間は7月15日になっておりますけれど、まだ期間はあるんですけれど、これを出されてから何件かお話があったでしょうか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

〇町長 (岡田伊一郎君)

今のところあっていないそうでございます。

それと、前の方に遡って、この受診率というのは、分母が多ければ多きいほど率が上がりにくいんですよ。各地区、10 地区とおっしゃったですけれど。分母が少なければ、10 人いれば 8 人いれば 8 割いくんですけれど。地区で大きな集落とかというのは、よほどの努力をしても上がりにくいということで今回 10 地区となっておりますが、それは皆さん健康、お一人お一人が気にかけていただいて、自主的にお願いをしたいということで、随時、町としても呼びかけをしていっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

先ほどの町長の見解、ありがとうございました。

簡易ハウスの中で、今のところ応募者はまだいないということでありますけれど、7月 15 日までは期間がまだかなりありますので、是非とも、今、道の駅が大きくなっており、特に、全体の道の駅に関係されている生産者は300名ぐらいいらっしゃるということを聞いております。特に、おばあちゃんたちですね、野菜作りということで、毎朝、8時に開きますが、結構あばあちゃんたちが、持ってこられる方が多くなります。

特に、今回、道の駅も大きくなるし、どうしても、おばあちゃんたちの健康のためにも、簡易ハウスを、この広報紙5月号だけですけれど、若干期間がありますので、もっと広める形でやって欲しいと思っております。今、道の駅も野菜だけで1億円ぐらい販売されています。是非、道の駅を助ける面も含めて、皆さんの健康も併せてして欲しいと思っております。

と言うのは、今、この前の3月議会の中で、簡易ハウスあたりで作ろうということで補助をされております。聴いてみますと、今まで大きな、例えば他の農業をしながらトマトとかされる方に、それから認定農業者とか、そういう条件が結構あって受け取れない、取れないという方もいらっしゃいます。それから、自分でそういう施設を1年掛けて作って補助をしないで制約があるもんですから、1年また掛けて施設を自分だけでしているという方もいらっしゃいます。それで、この補助の中で入らないで自分でするという方もいらっしゃいます。是非とも、この3月の議会で96万円ぐらい予算を受けてされておりますので、それではやはり、かなり募集の予定者が来ていないということでありましたけれど、是非とも、なるべく年齢も関係なくやる気のおばあちゃんとか、やる気のおじちゃんとか、そういった形の申請があれば幅を広くもって、是非とも、いくらにしても掛かるような補助でお願いしたいなと思いますけれど、いかがですか。

○議長(告永秀俊君)

町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

今のところ年齢制限は設けておりません。設けておりませんが、年間農産物販売額が 15 万円以上を目指し、農業経営を行う人が対象となりますということでございますので、まずは家庭菜園というかそういう形でも始めてもらっても結構でございますので、経営耕地面積 10 a 以上となっておりますので、まずはその方たちを率先して進めていきたい。ただ、今のところ 4 月、5 月、6 月まで 0 ということでございますけれども、なかなか、そういうことで、進めるのも非常に難しいんですけれど、啓発はずっと続けていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長(告永秀俊君)

6番議員、尾上庄次郎君。

○6番(尾上庄次郎君)

是非とも、こういった啓発をますます進めてもらって、道の駅におじいちゃん、おばあちゃんたちが、朝8時頃になれば並んで持ってこられますので、いろいろしゃべったりなんかして、健康のためにはですね。そして、案外1人世帯が多いんですね、来るたびにお話をされて、本当に喜ばしい感じで。是非とも、そういった、いくらにしても補助を出しながらでも、おばあちゃんたちがハウスもして、何でも野菜作りもして持ってくるという形の応援をお願いしたいということで、お願

いしまして話を終わりたいと思います。

○議長(吉永秀俊君)

以上で、6番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会(午後3時44分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 森 敏則

署名議員 橋村 孝彦